

年紀制に関する補説

—河内春人・中村翼両氏の批判に対する回答を中心に—

渡邊 誠

はじめに

拙著『平安時代貿易管理制度史の研究』（以下、「拙著」と言えばこれを指す）刊行後、複数の方々から丁寧な書評をいただいた¹。なかでも河内春人・中村翼両氏は、特に平安期に設定されていた中国海商に対する来航制限規定「年紀」の理解に論点を絞って私見を検証し、その疑問点を提示している。本書の性格上、そこに論点が集中されるのは当然のことであろう。ただ、両氏の書評で提示された疑問点については、そのほとんどが本書を成すに当たって事前に考慮し、すでに本書において私見を提示している事柄の範囲に収まるものであり、特に自説を見直すべき新たな課題が示されているとは思われなかった。

しかし、一方で私見を理解していただくには、若干の補足が必要であるということも、両氏の書評によって痛感させられた。そこで、本稿では、書評で受けた批判に答えるために、個々の論点について説明を追加しながら、私見を再論したいと思う。なお、史料的な根拠については、煩雑となるので論述に必要な範囲で簡単に例示するにとどめ、詳しくは拙著で確認していただくことにしたい。

一 来航制限年数の計算方法

延喜十一（九一一）年に制定された中国海商の日本への来航制限規定が「年紀」であり、その年数は従来、海商が帰国してから再来航するまでの間隔二〜三年（具体的な年数は不明）と理解されてきた。それに対して筆者は、帰国から数えるのではなく、前回来航時（特に安置²滞在³許可された年）から次回来航時までの期間約十年（「約」十年というのは明確な年数を確定できないから曖昧な表現をとっているだけのことで、当然、その年数は明確に規定されていたと思われる、それは十年以上、十二年以下のいずれかの年数と推定される）とする説を提起した。

私見の最大のポイントは、規定年数の起算を帰国時点とすることを否定して、前回来航時（安置時。廻却の場合はカウントされない）としたことにある。その場合、十一世紀の宋海商の事例の多くが六〜八年の長期にわたって日本に滞在し続けていることから、自ずと帰国から再来航まで二〜四年程度は間隔を空けることで年紀の制限を遵守したことになり、従来説の根拠となっている史料とも矛盾しないと考えたのである。

起算点を来航時点とした根拠は『貞信公記抄』天慶八（九四五）年七月廿九日条の「中使好古朝臣来云、延喜十一年制後、唐人来着時々符案令^レ見、即令^レ奏云、過^二期^一□早可^二安置^一者也」という記述である。ここで、前月に来航した呉越海商蔣袞について、「唐人来着時々符案」（²滞

在を許可する安置官符および年紀違反により帰国を強制する廻却官符)に基づき「延喜十一年制」(Ⅱ年紀)の「期□」を過ぎていることが確認されている事実から、「来着」時こそが起点になると判断した。

この解釈について中村翼氏は、「これだけでは『符案』により確認されたのが、蔣袞に関わる年紀の経過なのか、年紀遵守の場合は安置されるという原則なのか決め手を欠く。また仮に前者であっても、その判断基準がつねに『符案』だけでなされたとはいきれない」と論じているが、この批判はあまりに懐疑しすぎた議論であろう。そもそも、「決め手を欠く」、あるいは別の論点について、私見の解釈とは異なる「可能性はゼロではない」といった批判がみられるが、そうした批判が許されるなら、千年も前の事柄を限られた史料の制約のなかで研究せざるをえない現在においては、ほぼ全ての歴史像を否定することが可能であろう。だからこそ、他説を批判するには、対象とする説より自らの解釈の方が確実性が高いことを示す必要がある。しかし、書評での議論を読む限り、そのような可能性を提示できるだけの材料が用意されている様子は見受けられない。単にわずかばかりの否定的な「可能性」を指摘するだけでは建設的ではなく、批判として成り立つものではない。

拙著第八章第一節(Ⅰ)で詳細に論じた通り、この時に来航した海商蔣袞は、天慶八年六月に日本に到来して「鴻臚所」に入り、大宰府が同月二十五日付で中央に報告した。先の『貞信公記抄』に年紀に関する記述が登場するのが一月後の七月二十九日であり、忠平の「早く安置すべし」という答申の通り、すぐあとの八月三日に「唐人安置符」が作成され、同五日に請印されていることが『本朝世紀』にみえる。この一連の経過から、『貞信公記抄』の記述が具体的に蔣袞の安置に関する手続きの一環であることは明白である。また、年紀とは「ある一定の期間を空けなければ再来航してはならない」という規定と推定されるものである。ならば、その制限年数を超えれば、来航を認めて滞在も許可(安置)す

るのが当然であって(「安置」自体は年紀制定以前からある制度)、制定から三〇年以上が経過して適用事例もすでに蓄積されている時点で、そのような当たり前の原則をわざわざ確認する必要性がどこにあるのか理解できない。加えて、年紀制の「期限を過ぎていれば安置すべき」という原則を確認したという解釈では、「早」の一文字を無視することになる。処理を早くすべきかどうかなどということは、制限規定そのものの原則には含まれない事柄だからである。この史料は、制度が制定されてから現在に至るまでの個々の海商に対する政府の安置・廻却の判断を下した官符を確認することによって蔣袞が前回安置された年を確定したうえで、それから今回の来航までの期間が確かに年紀の制限に適合していることを確認して、規則を守って来航した海商を長く待たせるべきではないので、早く安置してやるのがよいでしょう、と藤原忠平が天皇に回答した事例と理解する以外の解釈の可能性があると、到底思われない。

当事者にとつて分かり切っている事項を逐一説明したりせず、文章の推敲も必ずしも充分でない「日記」、それも『貞信公記抄』のような抄出本の記事は、周囲の関連史料との関係性のなかから正しい解釈を導き出すものであって、その記事の字面のみで判断しようとしてはならない。

また、年紀の判断材料が「符案」のみかどうかということも問題にならない。別に、他にも参照する資料があったとしても全く構わない。私見はあくまで、来航時に安置・廻却を命じた官符が期限の経過を確認する材料たりえたのは、その期限が来航時から計算されるからだ、と言っているだけである。従来説のように帰国から起算したとすれば、この時に「来着時」の官符から、どのようにして規定年数の経過を確認したとこののであるのか(『貞信公記抄』の事例では、他にも確認のための資料があったとしても、「唐人来着時々符案」のみが記されている以上、判断の主たる材料がこれであったことは、動かしようのない事実である)。そもそも、根本的な問題として、来航制限規定「年紀」を帰国から再

来航までの期間とする計算方法は、前近代アジアの国際的な慣習に照らすと一般的ではない、という問題がある。この問題をクリアせずして、帰国から起算するという旧来説の復活はありえない。

外交使節に対して来航制限を設けることは前近代の中国を中心としたアジア世界では一般的なことであり、日本も渤海に対して一紀(十二年)一貢の「年期」を設けていた。外交使節が海商のように数年にわたって異国に滞在することは少ないので、その年数の計算方法は分かりにくいかもしれないが、「〇年一貢」とは「〇年の期間に一回の来貢」という意味であり、決して帰国してからの間隔ではない。分かりやすいのは後世の例になるが清代の琉球の場合である。琉球は二年一貢とされ、ある年に中国に向かった進貢船の団は、年を跨いで翌年正月の国家儀礼に参列して、琉球に戻ってくる(その迎えに接貢船の派遣が認められていた)。そして、帰国した翌年には再び進貢船が派遣される³⁾。この場合の「二年」が帰国してから二年という意味でないことは明らかである。このような慣習があり、しかも海商に対する年紀が制定された延喜十一(九一一)年の日本では、まだ渤海使に対する朝貢年期が生きて運用されていた。そのようななかで、その慣習と原理的に全く異なる制限規定が制定される可能性がどの程度あるだろうか。拙著における見直しの出発点は、まさにそこにあるのである(論文における説明と、実際に思考した過程とは必ずしも一致しないから、そのような順序で説明してはいなかったが)。そして、全く無理のない解釈で、この普遍的な制限方法と上手く整合する史料として、先の『貞信公記抄』の記事がある。にも関わらず、わざわざ制度を特異な形で理解して、それに引き付けた解釈を試みる必然性はどこにもなく、史料解釈の「決め手を欠」いているとは思われない。一般的慣習と整合する、という事実こそ、まさに解釈の「決め手」たりうるものである。

なお、旧来の説が年紀の年数を二三年の期間とみてきたのは、陣定

の議論において「年紀の制限があるにも関わらず、去年帰国してからいくらしないうちに今年重ねて来航してきた」といった文言が散見されるからである⁴⁾。しかし、こうした公卿の発言は単に海商の行動の事実を述べているだけで、年紀の制限年数について言っているわけでもなければ、年紀が帰国から数えるものだということを示しているわけでもない。そもそも、この審議が行われる陣定とは、天皇のもとに上がってきた勅裁案件について、天皇が判断材料として現任公卿に参考意見を求める諮問会議であり、審議案件が議定に提示された段階で、すでに検討すべき案件の争点は明示されているのであり、その問題点に対してどう対処すべきか、個々の意見を徴するものなのである。年紀制に即して言えば、その争点とは、年紀違反者に対する処遇であり、年紀を遵守しているか否か自体は確認済みである。その確認の実例が、先の『貞信公記抄』であり(この事例は年紀を違反していないので陣定の審議の対象になっていない)、年紀違反であった場合に、その処遇を原則に従って行うか特例的に安置を認めるかを審議するのが、唐人来着定である。したがって、ここでは年紀を守っているか否かという事実確認自体は審議対象ではなく、そこに登場する文言を年紀の確認と理解する必要性はない。従来の研究は、この陣定という政務の性格を正確に認識することなく、年紀遵守の有無そのものを審査していると誤認して、来航する海商全般を管理する場として捉え、それに対する貴族層の役割を過度に重視している点に問題があった。

このあたりのことは、各論者が公卿議定一般(唐人来着定に限ったことではない)をどのように理解しているかによって認識が変わってくる問題であり、当該期の政務を十分に理解することなくして、正確な理解も議論もできないということを強調しておきたい。それと関わって、中村氏は私見を「貴族の総意による決定が必要な場合のみ陣定は開催されたとする」と紹介しているが、筆者はそのようには考えていない。

陣定とは、天皇の諮問に対して個々の公卿がそれぞれに意見を出し、それがそのまま各論並記の形で天皇に答申されるものであり、議定において「総意」として意見が集約・統一されるわけではないし、まして決定もされない（日記に記されている個々の意見は大抵の場合、審議過程ではなく、陣定文として奏上される審議結果であり、その意見も賛否両論、まちまちなものである）。そこでは、あくまで勅裁のための参考意見が個々の公卿から個別に提示されるだけであり、それを受けて下される天皇の決定もその意見に束縛・制約されるわけではない。

筆者は確かに「天皇・摂関が公卿と政治課題を共有することによって、その解決を図ろうとした」（拙著二五三頁）と述べたが、それは、摂関の外交権掌握を強調する説に対する批判として言ったまでのことで、あくまで私見は審議すべき課題（結論ではない）の「共有」であり、「総意」とはニュアンスが全く異なる。私見から「総意」という言葉は出て来ようがない。

二 『参議要抄』の史料価値

年紀の年数を約十年と判断した根拠の一つにあげたのが『参議要抄』であり、そのなかの「陣役事」に「僉議要事」として「唐人来朝年紀」上古三十年、給「糧料三百石」云々、中古十余年、給「糧料百石」云々とあり、そのうちの「中古十余年」とする記述こそ、年紀の実態に合致しているというのが、私見であった。

この『参議要抄』という史料については、『群書解題』において岩橋小弥太氏が若干の考察をしており、藤原長房（一〇三〇年～一〇九九年）の日記『長房卿抄』を最も多く引用する一方、『江家次第』を全く引用していないことが成立時期推定の手がかりとなると指摘している（つまり、十二世紀初め頃の成立を想定している）。

河内春人氏は『参議要抄』の信頼性をさらに追究すべきと問題提起し、中村氏も十二世紀初頭を大きく下らないとされる同書に「中古」のこととされた規定が年紀制の機能した十二世紀前半の実態を示すとみてよいか疑問とした。

しかし、私見は『参議要抄』の記述のみに依拠して「年紀」約十年説を唱えたわけではない。上述のように年数の計算を来航から次回来航までの期間ととらえ、海商の来航間隔の実例を検証して、その期間が八年で年紀違反とされた例があること、十二年以上では年紀違反とされた例がないことを確認して、年紀の年数を九年以上・十二年以下と確定したことで、『参議要抄』の記述に信頼性があると判断し、「十余年」の表現から十年以上としたのである。それでもまだ信頼性に対する検証が足りないと言われても、筆者にはその方法が見出せないのが、是非、批判者の手でさらなる追究を行ってほしいところではあるが、それはともかく、年紀の起算点が前回安置時にあるとする私見が動かない限り、八年の間隔を空けての来航で年紀違反とされた実例があるという事実から、年紀が九年以上に設定されていたことは確実と言うことができる。サンプルの多寡は問題ではなく、一例でもそうした事例があることによって、下限については確定できる。上限については、そもそも年紀を遵守した場合は問題にならないために史料に記述がなく、明確に年紀を守って来航したことを記した事例は上述の『貞信公記抄』以外に存在しないため、問題になった形跡がないことをもって年紀遵守と推測するより他に手がない。そういう事情で、私見が「絶対確実」であるとは言い切れない。しかし、下限の年数からして、十年前後であることはまず間違いなく、それ以上長い年限を想定するのは非現実的でもある。このように実例から年数を推定できた時点で、実は『参議要抄』の記述の信憑性がどうであれ、年紀を約十年と見積もる私見が動じることは全くない。

そのうえで、『参議要抄』については、やはり簡単に捨て去るべき史料

ではないと考える。実例から判断される年数と一致するということがあ
るが、そもそもこの記述が「陣役事」の「僉議要事」という項目のなか
で採り上げられていることは重要である。「陣」における「僉議」とはつ
まり陣定のことであり(前後の記述も全て陣定に関する記述である)、
そこで審議された「唐人来朝年紀」とは、海商の来航年紀を指すと理解
する以外の選択肢が存在しないからである。それ以外に陣定で審議され
た「年紀」の実例が何か確認できるだろうか。他の選択肢を提示するこ
となく、この「唐人」は海商以外の「何か」を指すなどと主張したりす
れば、それは史料的裏付けのない空論でしかない。

あるいは、渤海使が「唐使」「唐客」などと呼ばれた事例があることか
ら、これを渤海使の来貢年期を指すと言う人がいるかもしれない。しか
し、その可能性は極めて低い。それは、滞在費として支給される「糧
料」が「三百石」「百石」と総額記載されているからである。渤海使に対
する支給は延喜主税式上に「渤海客食法」として規定され、原則その通
りに支給されたことが『類聚三代格』卷一八・夷俘并外蕃人事・天長五
(八二八)年正月二日官符で確認できる(この時は「違期之過」により
半額支給とされたが)。その食法とは、「大使・副使日稻各五束」などと
職階ごとに日当で規定されており、人数や滞在日数によって支給総額は
変化するから、「糧料百石」という規定とは支給方法が原理的に異なっ
ている。後世の史料であるから不正確なのだとも言えない。渤海客食法の
規定は『延喜式』にあり、同書が後世まで先例勘申に際して重要史料と
して参照され続け、次に述べるように『参議要抄』もこれを参照してい
るからである。記主が渤海使の年紀を意識して「唐人来朝年紀」を書い
たとすれば、『延喜式』とかけ離れた記述になるはずがない。

ところで、『参議要抄』の「唐人来朝年紀」に続く記事は、①「被_レ送_レ
唐朝_二物数_一 在_二大藏省式_一」、②「異国(唐朝) 菅家集見_二不可_レ送_レ
物之由_二云々_一」、③「唐人従類 加戸屋預(孝信説) / □人徒「」」と

いうものである。このうち②は具体的に「菅家集」のどのような記述を
指すか不明で、③に至っては明らかに延喜大藏省式の「賜_レ蕃客_レ例」に規定
された唐皇帝ならびに唐使への賜物を指している。このことは、陣定の
議題として実例が確認できるか否かで解釈し、直前の「唐人」の記述を
宋海商とした私見とは相容れないかのように見える。しかし、そうとは
思わない。平安期には、実際に公卿議定で海商の来航時に中国に対する
贈物を審議した事例が存在するからである。『百鍊抄』および『水左記』
の承保三(一〇七六)年六月二日条には、海商の「大宋国方物使」悟本
(陳詠)・孫思文(孫忠)がもたらした宋朝の賜物に対する「返信物」を
殿上定で議論したことが見える。こうした議定においては、事前に先例
を勘申した勘文が作成されるのが一般的であり、その折には『延喜式』
も参照されるのが通例であるから、『参議要抄』の陣定に関する記載のな
かに①が記述されるのはおかしくない。②も、「送物」の記述からして、
①との関連で記載したものかと思われ、③は「唐人従類」「人徒」という
表現が、海商来航時に徴されて陣定の審議資料となる船員名簿の「人徒
夾名」を髣髴とさせる(外交使節の場合は「客徒」と言うのが通例)。
なお、ここにみえる「孝信」とは、永承承保年間(一〇四六〜七七)
頃に大夫史として活躍した小槻孝信のことであり、③の記述は十一世紀
半ばの口伝に基づくものである²⁷⁾。

では、中村氏が指摘した「中古」の記載と『参議要抄』の成立年代の
問題はどうかであろうか。

『参議要抄』は、そこに引く最も新しい先例が寛治八(一〇九四)年
であり、康和元(一〇九九)年に没した藤原長房の日記の抄出本である
『長房卿抄』を多用することからして、十二世紀代の成立であることは
間違いない。ただし、岩橋氏が指摘した『江家次第』引用の有無は、必
ずしも決定的な判断材料にはならないであろう。『江家次第』成立以後で

あつても、それが必ず引用される保証はないからである。私見では、この儀式書の成立は、岩橋氏の想定よりも若干遅れる十二世紀中盤以降であると考えている。その根拠こそ、「唐人来朝年紀」の記載である。これが上記のように海商の年紀を指すと理解した場合、その規定が「上古」「中古」のみで「近代」の記述を欠く以上、すでに年紀制が機能しなくなった時点のものと考えねばならない。もし仮に『参議要抄』の成立が十二世紀初頭のものとする、現に生きて運用されている制度についての記述の体裁をとっていないことが不可解である。一方、評者が懷疑するように「唐人来朝年紀」が海商の年紀を指すものではないとすれば、なおさら、海商の来航年紀が制度として生きている十二世紀初頭に、それと異なる「年紀」を、区別の付かない表現で記していることになり、ありえない。仮に、実は十一世紀代に観察される年紀の制限年数が十二世紀初頭までに改訂されていて、その現行規定については記主にとつて常識だったので記載を省略したということなら、十二世紀初頭の成立とみても上述のような疑念は生じないが、現行規定を省略しては朝儀の手引きたる故実書としての意味をなさない。年紀の年数改訂を示す史料も存在しないから、そのようには想定できない。結局、十二世紀初頭成立説と「唐人来朝年紀」の記載とはうまく整合しないので、それ以後の成立とせざるをえない。先例の範囲が十一世紀代を出ないのは、記主が参照できた記録の制約によるとするほかない。

「中古」という表現についてはどうか。特定の題材に関して「近代」―「中古」―「上古」と区別する場合、「近代」とは、その題材に関する事柄が現在の状態になった年代を指し、「中古」は現状とは相違する少し前の年代、そして「上古」がさらに以前の状態の年代を指す。この三分の時代区分法は絶対年代を指すものではないから、時代が下れば「近代」と「中古」の境界もあわせて移動するし、対象となる事柄によつても、その変化のあり方に即して年代区分はまちまちとなる。「唐人来朝年

紀」に関する「近代」―「中古」―「上古」の年代は、記載のない「近代」は年紀制が事実上廃止された時代、「中古」とはそれ以前の「十余年」という規定が実際に機能していた時代であり、実例からすれば十、十二世紀初頭がそれに該当する。「余年」というやや曖昧な表現になつていなのは、すでに制度が廃れているために記主が正確な年数を把握していなかったものと推測される。「上古」とは、さらにそれ以前、年紀が「三十年」の規定だった年代ということになるが、実際にそのような時期があつたとは考えられず、これは古い時代に対する何らかの誤解から生じた謬説であると思われる。なお、院政期の公卿が抱く一般的な年代観としては、基本的に、現代(Ⅱ「近代」)より以前の過去で、延喜・天曆以後(十世紀以降)の時代に対して「中古」を用いるので、「中古十余年」という表現は実態と何も矛盾するところはない。

『参議要抄』の「年紀」に関する記述については、拙著所収論文の初出時から基本的に以上のように考えていたが、紙幅の都合上、細かな説明は割愛していたので、ここにあらためて提示して、諸賢の批判を待ちたいと思う。

三 年紀の年数

先に筆者は、実例から推定した十二年以内とする年紀の上限を『絶対確実』であるとは言い切れない」とした。しかし、上述の通り、我々は限られた史料の制約のなかで研究しているのであり、その条件下で最大限、より高い可能性を追究していくほかない。そして、私見の根拠となつている周文裔の事例(拙著二二四―二二五頁参照)では、寛仁四(一〇二〇)年に来航して万寿三(一〇二六)年に帰国した後、長元元(一〇二八)年に再来航するも、年紀違反で廻却処分が下つた(これが前回来航時から数えて八年で違反とされた事例である)。翌長元二年三月には

まだ日本に居座つて廻却の撤回を求めているが、その要求が入れられた様子はないから、その後に行った帰国したものと推定される。次に彼の日本滞在が確認されるのは長元五年であり、この時にはすでに安置されている。前回安置された寛仁四年から数えて十二年後のことである。

これが再度年紀違反でありながら特別に安置されたという可能性はゼロではない。しかし、後述するように彼の再来航年は長元三年か四年と考えられるが、この兩年とも、唐人来着定の事例が多い八十月(季節風を利用して渡航するために時期が集中する)のうち九月までは『小右記』が揃つており、残念ながら長元三年は冬記に不備があるものの、長元四年冬は『左経記』がカバーしており、それらの記録に周文裔の唐人来着定(ひいては年紀違反)は見えないから、彼のこの時の来航が年紀を遵守していた可能性は高い。したがって、これを上限に設定することが不当とは思われない。

ところで、河内氏は、この年数について、渤海使に対する一紀(十二年)一貢の朝貢年数の影響を考慮すべきと主張している。年紀制が制定された延喜十一(九一一)年には、まだ渤海使の来航は続いており、その朝貢年数も生きているから、当然、筆者もその可能性を考えなかつたわけではない。それを検討したうえで、最終的にその可能性は低いと判断して、放棄したまでのことである(論文で一々説明はしなかつた)。

実例から導き出される年数の上限を十二年としたのは、慎重を期して可能性の極大値を示したにすぎず、十一年以下である可能性の方がはるかに高いと考えている。先に述べた周文裔の事例では、長元五年に彼が朝廷との交易の対価として支払われる代価が少ないことを訴えている。これは、すでに安置されて朝廷との交易が開始され、朝廷の購入品が京進されたのち、価格交渉に移行した段階である。拙著第五章で検討した曾令文の事例から明らかのように、これらの交渉はほぼ一年置きに行われるようであるから、来航したその年のうちに交易が行われたとしても

(上述の蔣袞の事例では来航した年の末に唐物使が派遣された)、価格交渉はその次の年以降になる。したがって、長元五年は安置されてから最低一年は経過している可能性が高く、周文裔の再来航年は帰国の翌年の長元三年か、同四年とみなされる。とすれば、彼の来航が年紀を遵守したものであるなら、年数の上限は十一年以下ということになる。その場合、渤海使の十二年という年限とは一致しないから、それをそのまま海商に適用したものではない可能性が高い、と判断したのである。拙著二一五・二二一頁において、十一年以下の可能性が高いことを指摘しておいたのは、まさにこの、渤海使の年数の年数とは異なるということを示し、注意を喚起しようとしてのこと他に他ならなかつた。

したがって、あくまで渤海使に対する朝貢年数と海商に対する年数の同一性を主張しようとするのであれば、この年限推定を見直し、十二年の方が可能性が高いことを論拠をもって証明しなければならぬ。

この点、榎本淳一氏は拙著書評において、中国古典における朝貢年数六年周期説を根拠として、やはり河内氏と同様に年数は十二年と考えるべき、と指摘している。しかし、中国古典における朝貢年数の周期は、六年周期説のほかには五年周期説もあり、ともに日本に伝わっている¹⁹⁾。日本の唐に対する朝貢年数が二〇年であつたとする説もあり²⁰⁾、三の倍数(六年周期説)に限定されるわけではない。したがって、朝貢年数の周期は決定的な判断材料たりえず、やはり具体例に基づいて考えるしかない。結局、先の周文裔の事例における長元五年時の日本滞在が、実は年紀違反でありながら安置された事例であるといつた、何らかの新事実が出てこないかぎり、年数を十二年と断定できる根拠はない。断定できない限り、渤海の朝貢年数と同一であることを前提とした議論をさらに展開していく勇氣は、筆者にはない。

ところで、拙著刊行と前後して、山崎寛士氏によって興味深い史料が紹介された²¹⁾。それは、『寧海県志』巻二〇「勅封魏国夫人施氏節行碑」

という、日本の史料にしばしば登場する宋海商周良史（先の周文裔の息子）の妻・施氏を顕彰した碑文である。そこには、周良史が明州の望族・施氏の女性と結婚した翌年に父に従って日本に赴き（「侍其父適日本国」と表現）、その三ヶ月後に子どもが生まれたものの、周良史とその子どもは顔を合わせることもなく、七年後に周良史の訃報が施氏のもとに届いたという記述がある。周文裔・周良史の日本渡航年を山崎氏は施氏の生没年の記述から計算して一〇二一年としたが、中村翼氏は李希泉氏の教示を入れて、周良史の子の周弁の登第年次から計算して、一〇二〇年に訂正している¹³⁾。そちらの方が、ともに日本に來航したとされる周文裔の行動にも合い、正しい。

この周良史の動向について拙著二一六～二一七頁では、日本側の史料に依拠して、長和四（一〇一五）年後半以降、万寿三（一〇二六）年以前に日本に來航していたと幅を持たせて把握することしかできなかった。その後、周良史は万寿三年に帰国し、長元元（一〇二八）年に再来航したが、この時に年紀違反が問題となった形跡は見受けられない。『小右記』長元元年十月十日条によれば、彼は八月に日本に至った後、大式藤原惟憲から藏人所の召と称して隨身貨物を押収され、それを朝廷に訴えているが、そのようにして中央で話題に上りながら、年紀違反については一切触れられておらず、年紀には抵触してないとみるほかない。そこで、拙著では、年紀「十余年」を加味して、長元元年より十年前の寛仁二年（一〇一八）年より前に來航したと推定したが、それは誤りであり、この「節行碑」によつて、彼の來航は寛仁四年であることが確定した。ところが、それでは長元元年の來航はそれから八年後のこととなる。八年間隔で年紀違反でないなら、周文裔の事例で確認した年紀の下限九年と矛盾する。中村氏もこの点を問題としてあげるが、これはどのように理解すべきだろうか。

実は、この事実は年紀約十年説にとつて不都合なことは全くない。と

いうのも、周良史の寛仁四年の來航は、周文裔に従つて來たものだったという新事実が「節行碑」で明らかにしたからである。年紀の規制が適用されるのは、その船の船長（＝「綱首」）に対してであり、それ以下の船員は関係ない。「節行碑」にあるように周良史は周文裔とともに來日したが、その船の綱首として年紀の適用を受けたのが周文裔だったことは『小右記』寛仁四年九月十四日条で確認できるから、周良史は綱首より下位の乗組員として日本に來たことになる。したがって、その來航はノーカウントであり、その後、万寿三年に父と別れて帰国した後、長元元年に再来航しても、綱首としての來航はこれが初めてであり、前回の綱首としての來日からの間隔で適用される年紀の規制の対象とはならなかったと考えられる。

実は、そのことは『小右記』長元元年十月十日条に明記されていた。ここでは、再来航した周良史を「初商客」「初來宋人」と表現している。上述のように周良史の來日自体はこれが初めてではないことが明らかなので、以前はこの記述の意味が判然としなかったが、「節行碑」に基づいて上記のように理解し直すと、これが綱首として初めての來航の意味だということが明瞭に認識できるようになった。拙著二二四頁では、綱首以外の一船員として來日した海商が次に綱首として來日した場合も前回來航時の交名などを確認することによつて年紀の制限が適用されると推測していたが、それは誤りであり、訂正しなければならない。この周良史の事例から、そうした場合は、船員としての來日は無視されて、綱首としての來航のみがカウントされることが確定した。年紀の規制対象となるのは、さらに次の來航からであり、そのため、周良史の來航間隔が規制の年限を下回つても、何ら問題にはならなかったのである。

この事実は、旧來説を見直す際に導入として述べた年紀の年限の矛盾（帰国後二年で再来航した事例のうち、年紀違反とされた事例がある一方で、周良史は問題とされなかった）も解消してしまうことになるが、

だからといって、それだけで旧來說が生き返るものではないことは、上述の通りである。

なお、拙著において周良史の来日時期を推定するのに利用した中村重孝氏所蔵『大手鑑』長元七年正月十日東宮(敦良親王、後朱雀天皇)御手跡の「大宋国汝南郡商客良史、字憲清、(原注)平賓客一見如三旧識、良史體兒頗似三憲清、平賓客所稱」という記事について、私見では、平定親が藏人所に所属して唐物使の任を果たした際に周良史と面識を持ち、後年にそのことを東宮に物語りした記事と推定したのに対して、山崎寛士氏は、長元七年に周良史が上京して東宮と面会した記事とした。しかし、当該期には基本的に海商が貿易港を離れて上京することは見られないから、この解釈は疑問である。この記事は日記を手鑑として切り抜いたものであるため、前後の文脈が不明ではあるが、先の推定は「節行碑」から判明した周良史の来日年に照らしても、平定親が唐物使となるに相応しい六位藏人の時に当たるから、問題ない。そのことが話題になったのは、もちろん、この年に周良史が朝廷か東宮に対して何らかのアプローチをしたことを示すものではあるが、それが自ら上京したことによると判断する必要はないのではなからうか。

山崎氏の解釈は、周良史が日本に「帰化」したという理解も一因となっている。「節行碑」では一〇二七年に日本で客死したことになっているが、それが、日本に定住して中国への帰国の意志を持たない周良史が彼の地に残した家族に伝えさせた偽りの情報であるというのは、山崎氏の論じる通りであろう。しかし、海商が安置を求める際に方便として述べられた、天皇の「化」に帰依している、慕っているという一般的な意味しか持たない「帰化」「仁化」「徳化」「王化」という言葉と、日本国内に本貫を与えて課役民として編入する法的概念としての「帰化」(註)、さらには海商が異国に長期滞在する「住蕃」を全て同一視して、周良史の日本滞在を「帰化」と説明したのは不適切であり、それぞれ全く異なる

概念であることを指摘しておきたい。

四 海商の滞在費と交易

年紀の年数とともに、河内・中村両氏が共通して疑問を投げかけたのが、年紀制定の主目的を財政負担の軽減に求めたことに対してである。

まず、河内氏の指摘から見よう。河内氏は、海商の来航を制限したとしても、その一方で海商の滞在が長期化しては、その費用の国家負担はかえって増加して意味がないと批判し、それに対する対策が何ら図られていないことを疑問視している。しかし、これは誤解というべきものである。

私見では、海商の滞在長期化にともなう費用負担の問題は対策が講じられ、クリアされていると考えている。具体的には、九世紀には国家が滞在期間の全期にわたって負担してきた滞在費は、十世紀以降は一船に対して一律に決まった額だけが支給されて打ち切られ、それ以上の負担は自弁とされた、というものである。したがって、滞在が長期化した分だけ海商の滞在費用が嵩んでも、それは自己で負担しなければならず、国家の支出はビタ一文たりとも増加しない。私見は、十世紀初頭における貿易関連の財政支出削減策として、後述する年紀制に基づく貿易船の来航制限による交易機会の縮小と、海商の滞在費に対する公的負担の削減という、二つの方法がとられたと理解するものである。

九世紀の海商に対する費用負担が具体的にどのようなようになっていたか、という問題を明らかにするための材料は決して多くない。しかし、『入唐求法巡礼行記』承和十四(八四七)年十月六日条で筑前国府から海商に支給された食料を「生料米」と呼んでいることは示唆的である。

「生料」という用語はこの他に、『類聚三代格』卷一八・夷俘并外蕃人事・天長五(八二八)年正月二日太政官符において、渤海使に対して支

給された粮料（白米）について用いられている。その食法が、職階ごとに一日の配給額として延喜主税式上に規定されていて、その通りに支給されていたことは、先に述べた通りである。一日一人頭いくら、という支給のあり方からすると、渤海使に対しては滞在期間を通じて、その人員に応じた決まった額が支給され続けたと考えるのが妥当であり、一般的には「供給」と呼ばれた九世紀の海商に対する粮料の支給に、渤海使と同じ「生料」の表現が用いられていることから、海商にも同様な原則で支給されたと推定される。

それに対して、平安中期には、それと全く異なる様相が見て取れる。海商が滞在費を自ら工面しているのである。河内氏は、私見が論理的要請によつて、そのように述べているかのよう紹介しているが、そうではない。具体例として、それが確認できるから、そのように論じているのである。

『朝野群載』巻二〇・異国・長治二（一一〇五）年八月廿二日存問大宋国客記の問答において、「隨身貨物」のリストを提出するよう求める府使に対して海商李充は、「隨身貨物者最少也、交易粮糶欲販郷、餽惡之物、何備進官、但先被言上、可被隨裁下也」と述べており、「粮糶」交易のための貨物を手許に残そうとしている。それに対して朝廷との交易の対象とされるのが「進官」に備えて政府に申告される物品であり、他の史料ではこれを「貨物・和市物」と呼んでいる（それから除外して手許に残したものは「雑物」と呼ばれた。拙著二六二頁参照）。

また、『小右記』天元五（九八二）年三月廿五日条には、奥州から貢金がないため朝廷の代価弁済ができず、そうしているうちに海商のある者は飢饉で死去し、ある者は本国に帰ることを希望しているという記事がある。これについて河内氏は「朝廷先買とは別に民間との貿易が認められているとすれば、海商は民間との貿易によつて一定の利益が確保されるのであり、このような事態はおこらないであろう」と述べるが、それ

は全く逆ではないか。国家が海商の滞在費を支給して保護してくれているのであれば、それこそ飢饉で死去する者が出ることはない。しかし、滞在費の支給が打ち切られて自らで工面しなければならなくなれば、安穩としてもいられない。朝廷などの大口の顧客との取引は額が大きくするために決済は後払いであり、如何に潜在的に多額の収入が入ってくる予定であっても、一時的に手許に商品や資金はなくなってしまう。だから『小右記』天元五年の事例では、早期の代価支払いを朝廷に要求しているのである。粮料交易用に残しておいた物品の取引も同様で、代価弁済の遅延などによつて手許の資金が枯渇すれば、資金繰りに困窮する可能性はありえる（代価弁済の遅延が実際にあり得たことは、『朝野群載』の李充の例がまさにその取り立てのための再来航であることから明らかである）。そもそも、『小右記』の事例は、来日してから三年が経過し、すでに官司先買による朝廷購入品の選別・京進が済んで弁済を待つのみとなつており、残りの物品を民間と取引しても何ら問題のない段階であるから、民間と交易できれば食料確保に苦慮しないとす河内氏の説明は成り立たない。政府の代価支払いを待つ間に飢饉で死去する者が出るということ、海商に対する滞在費支給の保護がなくなり、自弁となつて示していることである。

九世紀には、朝廷が民間に先駆けて海商と交易を行い、その後民間に開放される規定となつている。そのことから河内氏は、滞在費を自弁するために来航時から海商は民間と取引できるとした私見を、この官司先買権と齟齬する理解として批判する。しかし、この批判も当たらない。官司先買権の法的根拠は養老雜律に「官司未交易之前、私共蕃人交易准盜論」、養老開市令に「官司未交易之前、不得私共諸蕃交易」と規定された官司の優先的な交易権である。しかし、その法的権利を具体的にどのように行使・執行するかという実務的なレベルでは、時代の変化とともに法文と実態とが乖離して、その方法に変化が生じて

も何ら不思議ではない。

実際、平安中期の実例に観察される先買権の執行形態は、官司の交易↓民間の交易という前後関係ではなく、先の『朝野群載』の事例にあつたように、海商が来航した時点で、「進官」に供する物品を海商に申告させ、あらかじめ朝廷の交易対象となる物品を確保するという形で実行されている。それが、陣定の審議資料にしばしば登場する「貨物解文・和市物解文」と呼ばれる物品リストである。これらの物品が、安置・廻却の判断に先立って大宰府の手で府庫に保管されて、来るべき朝廷の交易に備えられたことは、『長秋記』長承二(一一三三)年八月十三日条に「府官等任例存問、随出^三和市物等^二畢」とあることからうかがえる。

一方、その対象から外れ、海商が「糧料」を捻出するために手許に残した物品は「雑物」と呼ばれているが、それらは朝廷との取引の対象から外されているのだから、当然、いつ売却しても朝廷の優先的取引権に抵触することはない。実際に李充たちは、そのようにして「糧料」を交易しようとしているのである。先買権の行使方法はこのように変化しているのであり、それは、滞在費の公的負担カットに対応して、海商が滞在費を工面できるように配慮した結果であると拙著では想定した。

河内氏は、民間との交易が直ちに可能なのであれば、海商の利益はそれで確保され、朝廷との交易が意味をなさなくなると考えているようだが、そうではない。朝廷ほど大規模に一括して購入してくれる大口の顧客は、十一世紀代には他にいないからである(朝廷との取引規模の詳細は後述)。大量の商品を貿易船に満載して来航しても、それが売れ残って在庫を抱えることになれば利益は出ない。その点、まとまった量を一括購入してくれる朝廷は、海商にとって大変ありがたい存在なのである。

一方、年紀を違反して来航すれば廻却(強制帰国)処分とされるのが原則であり、廻却となった海商と朝廷は交易を行わない。しかし、そうした海商も民間とある程度の交易を行っていたらしいことは、先の『朝

野群載』の李充の事例から知られる。彼らは、廻却処分を蒙った康和四(一一〇二)年来航時に日本人と取引していた物品の代価支払いを求めて、長治二(一一〇五)年に再来航したのである。

また、海商のうちには、年紀を守らなければ廻却となることを承知しながら、繰り返し年紀を違反して来航する者が、実際にしばしば確認される。貿易船の船員を募集し、積み込む多量の商品を集荷し、危険を犯して貿易船で東シナ海を横断するには、利益を当て込んだ多額の先行投資が必要不可欠であり、期待通りの利益を上げられなければ破産する可能性もある。にも関わらず、朝廷と取引できない年紀違反が後を絶たない。彼らは、『朝野群載』巻五・朝議下・応徳二(一一〇八五)年十月廿九日陣定文などから、廻却となっても府官の情状酌量に頼って「順風を得ず」などと称して、しばらく日本に居座っていたことが知られる。

先の李充の事例も、彼の船の綱首であった莊嚴が康和四年に来航して廻却官符を蒙りながら、二年後の長治元(一一〇四)年まで日本に滞在し、最後は官使(太政官の使)の譴責によってようやく帰国したというものであり、その間、その船員であった李充らは、民間の人々を相手にせつせと取引を行っていたのである。それが、代価未徴収のまま帰国させられたために、その弁済を求めて再来航した。そのことを李充は自ら進んで府官に申告していて、一切包み隠そうとする様子はないから、その取引が規制を無視した違法行為でないこともまた、明らかである。河内氏は「極論すれば、年紀を破って来朝して民間と貿易することをくり返すことによって海商が利益を上げることが可能になる。これでは年紀を設定する意味がないだろう」と述べているが、実際にそうした行動を取る海商がいるからこそ、拙著三三五・二六五頁では、「年紀を設定する意味」は河内氏が想定するような一般の取引を含む貿易総体を制限することにあるのではなく、朝廷が直接交易相手とする海商を限定し、その交易頻度を調整することにこそあり、年紀は朝廷の交易のための制度

である、と論じているのである。

また、河内氏は「(年紀を)違反した場合のペナルティ(交易禁止など)が必要であるが、それが存在しないというのは得心がいかない」とも述べて、上記のように私見を批判するが、その批判は既存のイメージに依存した史料に基づかない意見にすぎない。現実には、そうした理解とは矛盾する多様な実態が確かに存在しているのであり、そこに目を向けてほしい。私見は、個別具体例によって知られる実態から議論を組み立てているのであり、その史料が示す事実に対して「得心がいかない」と言われても困るのである。

なお、「ペナルティがない」わけではない。先に述べた通り、最大の顧客である朝廷とは交易できないし、長期滞在は認められずに強制帰国させられるから、民間と交易できるといっても、その限られた期間内のことであり、李充のように代価未払いが残つても構わず帰国させられる。また、「供給」と呼ばれる滞在費の国庫負担は、九世紀にそれを命じた官符が「安置供給官符」と呼ばれたように、本来的に安置にともなう措置であるから(『参議要抄』にも規制年数とともに「糧料」の記載があった)、廻却処分となった海商には支給されないはずである。したがって、年紀遵守の方がはるかに条件が良いことには変わりはない。「交易できる」と言ったからといって、安置の場合と廻却の場合とが全く同一だと言っているわけでは、決してない。

そもそも、年紀を違反した場合のペナルティとは、文言通り「廻却」(強制退去)なのであり、違反者にそれ以外の何かを命じた史料は存在しない。だから、『小右記』寛弘二(一〇〇五)年八月廿一日条において、年紀違反の海商について「宋人若有_レ申_レ彼_レ便風可_レ罷_レ歸_レ之由_レ、随_レ又有_レ載_レ許_レ者、有_レ追_レ却_レ名、自_レ廻_レ一_レ兩_レ年、不_レ異_レ安置」と言っているように、便風を待つ間の一時的な滞在を認めたらうで、「追却」(廻却)の処分を実施した場合には、帰国までの滞在期間は「安置と異なら

ない」と認識される状態になる。季節風を利用して東シナ海を横断する宋海商の航海は気象条件が合わなければ出航できず、廻却の判断が下つてもすぐに帰国できるとは限らないから、海商はそれを逆手にとつて、「一兩年」も滞在しつづける方便に利用し、その間に「安置と異ならぬ」行動をとるのである(上記のように交易条件は相違するから、「不_レ異_レ安置」と言うのは厳密に同じなわけではなく、言葉のアヤだが)。また、拙著二五八〜二五九頁でも指摘したように、年紀制導入以前の九世紀にも、諸般の事情で海商が「放却」されることはありえたが、その際にも「所_レ齋_レ之物任_レ聽_レ民間_レ令_レ得_レ廻_レ易_レ、了_レ即_レ放_レ却_レ」(『類聚三代格』承和九年八月十五日官符)とあるように、放却に先立つ民間との交易は許されている。帰国強制以外に交易禁止の措置もとられたと主張するのであれば、多少なりとも、それを窺わせる事例を提示してほしい。

ところで、海商に対する「供給」については、九世紀の官符が「安置供給官符」と呼ばれたのに対して、十世紀以降は「安置符」と呼ばれたことから、森克己氏が早くに十世紀以降の供給停止を指摘していた⁶(したがって、十世紀以降の滞在費自弁という論点は、そもそも筆者の発案ではなく、従来から指摘されてきたことである)。当初、筆者もその議論を支持していたが、年紀制に関する『参議要抄』の記述に信憑性を見出したことから、年数に続く「給_レ糧料百石云々」という記載も無視できなくなり、供給は支給され続けたと説を改めた。ただし、ここまで述べてきたように、海商が滞在費を自弁していることも明らかたため、その支給額は九世紀の「生料米」のように滞在の全期を通じて人員数に応じた額が支給され続けるわけではなく、一船に対して「百石」といった決まった額だけが支給されて、それ以上は自己負担とされた、と考えたのである。『参議要抄』の「糧料百石」という支給額の規定が、「生料米」の原理と根本的に異なるということは、先に述べた通りである。

では、なぜ官符の表現から「供給」の文言がなくなるのか。それは、

財政支出の権限のあり方の変化として理解すべきと考えられている。海商に対する滞在費の支給は中央政府がいちいち官符で指示・承認することなく、現地の官衙（大宰府・国衙）の権限として移管されたと考えるのである。実際、『雲州消息』巻下・鎮守都督書状には、綾・錦や鸚鵡を贈ってきた海商に対して「抑旅船之間定乏資糧」、烏米・紅稻贈「于客館」とあって、大宰府長官から海商に対する「資糧」支給がみられる。

その権限の詳細なあり方は不明とせざるを得ないが、十世紀初頭以降、大宰府の段階で管内諸国の公文勘会が完結し、中央政府の勘会は実施されなくなるなど、大宰府の権限が独立していくことも関連するのではないだろうか。

そして、この資糧受給の権利が形を変えたものが、鎌倉期にみられる海商の給免田や土地所有ではないかと予測している。

院政期以降の荘園公領制の展開のなかで、寺社権門の財政は、封戸制に基づいて国家が負担する形態に代わり、荘園の領有を認めて、その収益を財源とする自己採算制的な仕組みに変化する。その原理は官司運営にも広がり、各官司に割り当てられた諸司領を財政基盤として、これを知行する「家」が官司の運営責任をあわせて世襲する体制に移行する。地方でも同様に、在庁官人は国衙領を分割領有して、それを財源に国衙の諸「所」の運営に当たった。このようなあり方が一般化するなかで、海商の滞在費用の公的負担部分についても、所領給付による自己経営に移されたと考えている。『参議要抄』に「中古……給糧料百石云々」とあったように、糧料給付も年紀制が終焉した十二世紀半ばには、すでに行われていないと考えられる。その所領給付の方法は、海商が寺社権門の神人・寄人となることを認め、その寺社からの給付という形で処理された想定しているのであり（拙著二九四頁）、見方を変えれば、荘園経営・年貢收取の過程で経済活動を強める寺社権門が所領給付を媒介に神人・寄人として海商を取り込むなかで、その承認と引き替えに大宰府

・国衙による給付が打ち切られていくとも言えよう（ただし、海商が寺社権門と結ぶ関係は専属的でなく複数にまたがることを許容したものである。拙著三一五頁の張光安の事例参照）。このように理解して初めて、海商の所領の由来を説明づけることができるのではなからうか。

海商の来航に対する国家の財政支出については、以上のような滞在費のみならず、当然、唐物購入費が大宗を占めるのは、言うまでもない。このことについて、年紀による約十年一航という厳しい来航制限が、来航頻度ひいては朝廷の海商との交易回数そのものを減少させ、その分、財政負担の軽減につながる（ということを政府が意図した）とした私見に対して、河内氏は年紀制定前後で交易頻度に変わりがないかのような意見を述べている。この点も説明を加えると、仮に日本との貿易に従事する綱首の率いる集団が三つあったとして、年紀制定以前の海商が三年周期で来日するのに対して、制定後は十年周期と仮定しよう。それをそれぞれ三十年のスパンでみれば、年紀制定以前の来航・交易回数は延べ三〇回であり、これが年紀の制限後には九回に抑制される。来航制限による朝廷の交易機会の減少とは、こういうことを言っているのであり、貿易集団の顕著な増加でもない限り（そのような変化があった様子はない）、年紀制定の前後で交易頻度に差が生じないはずはない。

なお、河内氏は、拙著で年紀制の主目的が財政抑制にあることの傍証として渤海使の来貢制限を引き合いに出して説明したことについて、渤海使の場合は入京の路次の負担が問題なのであって、交易上の支出は問題にされていない、と批判するが、私見は、外交使節なり海商なりの来貢（来航）制限が国際秩序における上下観念に基づく管理の思想によるとする先行研究の論点について、反証を提示したまでのことである。九世紀前半の渤海使の場合と、十世紀初頭の海商とは、時代も性格も異なるから、違いがあつて当然であり、同様にとらえているわけではない。この点は政治理念との関連で後述する。

河内氏のもう一つの論点として、一回ごとの交易における取引額の抑制の有無の問題がある。確かに、それが抑制されたことを示す史料は存在しない。そればかりか、榎本氏は拙著書評において、時代が下ると貿易船が大規模化して積載量が増加し、朝廷の取引額も増大した可能性さえ指摘している。榎本氏があげた事例を見ると、十一世紀初頭の曾令文の事例（拙著第五章参照）では、朝廷との交易規模は総額三〇〇〇両（米石換算では交渉の結果、六〇〇〇石）に達しており、『小右記』治安三（一〇二三）年四月十日条の事例でも総額一〇〇〇両であった。それに対して、『日本三代実録』元慶三（八七九）年十月十三日条では、崔鐸との交易で府庫物の綿・絹を借用して支払った後、それを砂金で補填すべきところ、返納が免除されているが、その額は三六一両（綿に換算して九一五二屯）であった。

ただし、崔鐸の事例は、あくまで支出した府庫物のうち、補填できなかった分の返納を免除したものであって、それが総額とは限らない。さらに言えば、崔鐸の船には日本から派遣したいわゆる「大唐交易使」²³多治安江らが乗船して、「頗齎貨物」というから²⁴、積載貨物には彼らが唐で買い付けてきた唐物を多く含み、その分、崔鐸の積み荷および取引量が少なかった可能性がある。また、十一世紀の事例では基本的に代価弁済は分割払いであり、九世紀の崔鐸の場合も、一度に全額が支払われたかどうかは分からない。一回ごとの支払額は、曾令文の場合で五〇〇両、治安三年の事例でも六〇〇余両となっており²⁵、崔鐸の返上砂金三六一両が支払額の一部であれば、一度の支払額はほぼ同じ程度と考えられ、さらに分割払いだった場合、その取引規模の総額も、治安三年の事例とさほど大きな差はないことになる。

確かに、曾令文の事例は取引規模が大きい、緊縮財政の方針が基本にあつたとしても、時々の事情で朝廷の唐物需要がストックを上回れば、必要に応じて購入量を増やすことはありえる。緊縮財政下なら必要なも

のすら購入しないということにはならないから、単純にこの事例を一般化することはできない。

日本に来航した貿易船の大きさの年代的な傾向を明らかにするには史料の制約が大きく難しいが、船員の人数からみると、貞観年間（八五九～八七七）までは三〇～四〇人台という小規模なものであつた²⁶。それが、貞観期を境として、以後は六〇人規模となっており、寛平五（八九三）年に来航した周汾ら六〇人が乗る船を「大船」と言っている（崔鐸の船も六三人）²⁷。一方、十世紀以降では、蔣袞が勝載三〇〇〇石の船に一〇〇人を載せて来航した天慶八（九四五）年の例がある²⁸。ただし、このように一隻の乗船人数が一〇〇人に達することは珍しく、長徳元（九九五）年に若狭に来航して越前に移された海商が七〇余人（六〇人とする史料もある）²⁹、長治二（一一〇五）年来航の李充の船も六九人である³⁰。したがって、すでに九世紀末には六〇人を超す規模のものが現れており、その後はおおむね七〇人程度の規模が一般化するらしい。天慶八年の蔣袞の船は人員数からみて平安期の日本に来航した貿易船としては大きい部類に入ると思われ、『小右記』永祚二（九九〇）年七月廿日条にみえる「唐人舟」は、蔣袞の船の半分に相当する一五〇〇石の船であつた。

宋代の船の規模について北宋末の徐兢『宣和奉使高麗図経』卷三四・海道一・客舟には、宋から高麗に向かう使船の規模を「願募客舟」³¹、：裝飾略如神舟、具體而微、長十余丈、深三丈、闊二丈五尺、可載二千斛粟、……每舟篙師・水手可三十人、……若夫神舟之長闊高大、什物器用人數、皆三倍於客舟也」（「闊」は船幅）とし、同じく北宋末の朱彧『萍州可談』卷二では「海船大者數百人、小者百余人」と言い、南宋・吳自牧『夢梁錄』卷二・江海船艦には「海商之艦、大小不_レ等、大者五千料、可_レ載五六百人、中等二千料至一千料、亦可_レ載二三百人」とある（「料」は「石」に置換可能な船の容積の単位³²）。『萍州

可談』や『夢梁録』に示す人数は積載容量に対して数字が大きいので、乗船可能人数と思われるが、これに照らせば、平安期の日本に來航した貿易船は中規模程度の海船で、『宣和奉使高麗図経』に言う乗組員六〇人の「客舟」と同規模の船長三〇m強、船幅七〜八m、勝載二〇〇〇石前後というのが実態であったと言えよう。鎌倉末期に日元間を就航した貿易船と考えられる新安沈船の寸法も、ほぼこれに相当する規模である²⁶⁾。

乗船人数の比較からは、年紀制定の前後で貿易船の規模に極端な差はないように思われる。一部に蔣袞や曾令文の事例のようにやや規模の大きなものがあり、それらを年紀の規制に対する海商側の対応とみることは可能だが、貿易船の規模を際限なく大規模化させることはできないため、取引規模もその制約を受けざるをえず、全体的には來航制限による取引量の減少をカバーするほど、一隻当たりの積載量が増加したとは思われない。

そのうえで、個々の取引において朝廷が購入量を抑制するかどうかは、その時々判断であり、年紀制が財政緊縮を目的に導入されたからといって、常に取引額が低く抑えられるとは限らない。必要なものは購入しなければならぬのであって、それで時に多額の取引を行ったからといって、年紀制の目的が財政にないということにはならない。まして、海商から政府が唐物を買上げるのが、朝廷の需要を満たすとともに、天皇の「徳化」を慕い來航した（と朝廷がみなす）海商に国家が施す恩典としての意義を有したと考えるならば（拙著二五九頁）、政府にとつても、毎回ある程度の取引量を維持することは否応なく要求されることになる。なかでも特に価格協議のうえで購入される「和市物」とは区別されて「貨物」と呼ばれた物品は、海商からの朝貢品的な性格を有したと考えられ²⁷⁾、その「貨物」も海商からの一方的な献上ではなく、「和市物」ともに対価支払いの対象となるものであったことからすると²⁸⁾、その対価は朝廷からの回賜的な意味合いがあるとみななければならない。

したがって、海商の來航を受け入れれば、国家の義務として「貨物」の献上を受け、その対価を賜う必要があるが、これを拒否したり削減したりすることはできない。だからこそ、朝廷の交易費用を抜本的に抑制するためには、海商の來航そのものを制限する必要があったのである。

五 十世紀の改革と年紀制・先買権

次に、中村氏による財政問題に対する批判を見よう。

中村氏は、年紀制定の目的を十世紀初頭における財政削減に求めた場合、年紀制がその後も維持された理由が不明とする。そして、筆者が年紀制の終焉を、唐物流通の拡大にともなう政府と海商との直接交易の必要性低下に求めたことを受けて、年紀制の目的を官司先買権の維持に求めている。また、中村氏は私見について、年紀制が維持された原因を、ある時期に財政削減から官司先買権の維持に目的が変化したためと理解しているのだろうとも推測している。しかし、この議論は、以下の点で私見を正確に把握できていない。

まず、筆者は十世紀初頭における財政支出の削減を一時的・一過性の問題とは認識しておらず、構造改革を含む財政政策の一環ととらえている。

この時代の財政政策の研究は、現在では十世紀後半に画期を求める論調が強く²⁹⁾、それに対して十世紀初頭から前半の意義を論じるためには独自の考察が別に必要であり、これまで部分的に論じたことはあるものの³⁰⁾、それを主題の全く異なる拙著で展開することはできなかった。ここでも必要な範囲に限らざるをえないが、概略を述べておくと、正丁数を基礎として貢納額を算定して中央政府に納入された調庸を諸司に配分する令制的な財政構造から、中央へのストックを前提とせず、諸司の必要経費に対応して、その貢納を諸国に割り当てて、必要に応じて貢納さ

せる財政構造への転換があり³¹⁾、そのための支出の見直しと、支出に対応した財源の確保とが、ある程度この時期に行われたと考えられる³²⁾。その際に設定された貿易品の購入財源が、拙著第六章で論じた陸奥国貢金制の再編である（後に財源の大宰府管内所在の官物への転換がある）。支出と財源の額に相関関係がある以上、いったん削減された支出は、以後もある程度維持されなければならない。この時期の財政問題は、一時的な支出の削減に留まる性質のものではないのである。

歴史・社会を観察する者が、様々な政策について、目先の事象に対する一時しのぎの場当たりの対応としか認識できないようでは、政治意識の貧困と言わざるをえない。その意味では、貿易過熱による海商来航の頻繁化・過密化に対応して年紀が制定されたとする従来の説も疑問である。この説は、かつて年紀の制限年数を二〜三年と見積もっていたがために、それより頻繁な来航を想定した論理的要請によるものであり、実態把握に基づく説ではない。年紀の制限年数が約十年であることが明らかになったいま、そのような状況を想定する必要性はなくなった。年紀制を目先の来航状況に対応した対症療法的な施策とみるべきではない。また、筆者は年紀制の役割を、単純に支出抑制とだけとらえているわけではなく、正確には「朝廷が海商との交易頻度を調整するため」（拙著二六六頁）の制度と論じている。年紀制導入の目的は財政支出の抑制であったが、朝廷で唐物が不足すれば、必要に応じて年紀の規制は解除され、年紀違反であっても安置されることが、特に十一世紀初頭にみられたことは、拙著第八章で論じた通りである。このように年紀制は、朝廷の唐物需要と財政支出の両面を睨みながら交易頻度を調整する役割を果たした。しかし、院政期になって、権門の出資による貿易経営が官司先買権を圧迫しながら発展して、唐物の国内流通が拡大すると、朝廷も必ずしも海商から直接買い上げる必要性がなくなる。朝廷と海商が直接交易しないうち、朝廷が海商との交易の頻度を調整する必要性もなくな

り、年紀制は放棄されたと考えている。このように私見は、年紀制を朝廷のための交易頻度の調整弁として一貫して理解するものであり、官司先買権の維持といった別の目的への変化を想定するものではない。

そもそも、年紀制がなぜ、官司先買権を維持することにつながるのか、筆者には理解できない。この点に、議論を整理する必要性を感じる³³⁾。

海商に対する管理制度のうち、官司先買権は律令に規定された外交使節との交易制度に淵源をもち、九世紀には、新たに登場してきた海商に対しても適用されるようになる。交易の前提として、海商の来航を政府が把握し、勅によって帰化に準じて鴻臚館などに安置する制度も、同じく九世紀から実施されている。年紀制とは、この管理制度に新たに、一定期間の来航制限を追加するものである。これらの制度が一体となって、十世紀以降の管理制度の総体が構築されているものの、あくまで年紀による来航制限、勅裁による安置、官司先買権の行使は別々の構成要素であり、筆者が「年紀制の目的」として論じているのは、貿易管理そのものの目的ではなく³⁴⁾、従来からある管理制度に来航制限を付け加えた理由であり、海商の来航に年限を設けることがどのような意味を持ったか、ということに限定した内容である。

九世紀末には、院宮王臣家が使を派遣して、官司先買権の行使以前に独自に海商と交易を行うという状況がみられ、それが政治問題化しているが³⁵⁾、この競合関係を解消して、朝廷の優先的交易権を確保しようとするとき、海商に対する来航制限規定は果たして何の役に立つのだろうか。どのような頻度で海商が来航しようと、港湾における把握・管理の徹底がなければ先買権が維持できるはずはなく、来航間隔の問題ではない（来航地における把握・管理自体は年紀制定以前から存在する制度であり、年紀制の導入によって生まれたものではないし、いくら頻度が高いつても、対応しきれないほど、年に何度も貿易船が来港するわけでもない）。年紀制が先買権の維持に寄与した、というのであれば、どの

ようなメカニズムでそうなるのか、両者の関係性の説明が必要であり、「風が吹けば桶屋が儲かる」的な理解で満足してはいけぬ。

そして私見では、九世紀末に王臣家使によって圧迫されていた官司先買権は、年紀制とは全く別の方法によって確保・維持され、問題が解決されたと理解している。

それが、先に海商の滞在費自弁の問題でも触れた、海商来着時に「貨物・和市物」(朝廷への進上品および朝廷との交易に備える物品)を自己申告させて大宰府の管理下に置く方法での朝廷の優先的交易権の確保であり、そこから外れた物品(「雑物」)の取引を海商来着時から認めるという規制緩和である。これによって、従来の官↓民という前後関係ではなく、官民それぞれが対象とする物品の区別という形で両者が同時に取引できるような変更されたことで、朝廷派遣の唐物使と王臣家派遣の使との唐物交易をめぐる競合関係は解消されたと考えている。その後も、京から貴族の使者が博多まで行って交易することが許されるため、もはや先時でも「雑物」の範囲内ならば交易することが許されるため、もはや先買権への抵触が問題となることはないのである。

このことは、『日本史研究』第四八九号(二〇〇三年)掲載の拙稿「平安中期貿易管理の基本構造」四八〜四九頁で論じ、その論文を破棄して拙著第八章所収論文に生かせる論点を選んで組み込んだ際、簡単には触れたつもりであったが(拙著二五九頁)、趣旨の異なる説明のなかで間接的に触れただけとなったため、充分な説明ではなかった。そのため、この論点が読者に伝わっていないことの落ち度は筆者にある。ここに改めて説明を加えて、批判を待ちたい。

六 海商の長期滞在化の理由

中村氏が私見を批判するもう一つの論点に、海商の長期滞在化と年紀

制との相関関係についての疑義がある。

約十年一航の制限年数に対応して、六〜八年に渡って海商が日本に長期滞在して営業を続け、制限年数が近づくといった帰国して短期間の中国滞在ののち、唐物を集荷して再び日本に来航するという海商の活動サイクルに年紀制の影響を指摘した拙著の主張に対して、中村氏は、「なぜ年紀制制定から『長期滞在型』出現まで約一世紀を要するのか」と疑問を投げかけ、むしろ、十世紀末における大宰府の管内支配の強化と貿易業務の委託の進行が海商の集住をもたらしたと想定する。

しかし、大宰府の管内支配強化、物資の博多への集中という論点と、海商の滞在期間の長期化という事実とを結びつけることは、論理的な飛躍を感じざるをえない。中村氏が「滞在長期化」を博多への「集住」と読み替えているのは不審であり、異なる事象を混同してしまっているが、九世紀から西海道に來航した海商は博多湾頭の鴻臚館、次いで十一世紀半ばから唐房に安置され、そこがずっと貿易の中心地、海商の居留地であったことに変わりはないのだから、海商の「集住」と十世紀末の「大宰府の力量の高まり」とは全く関係がない³⁶。海商への保護、貿易事務も全て従前から鴻臚館、次いで唐房を舞台に行われており、その主体が中央派遣の唐物使が大宰府かという違いしかない。海商の滞在が長期化することについても、なぜ大宰府の役割が増大すると長期化すると考えられるのか、因果関係が不明である。

それはともかく、年紀が制定されてから長期滞在型の海商が確認されるようになるまで、一世紀のタイムラグが生じていることについては、何も不思議に思う必要はなく、その理由は単純明快である。

それは、年紀が制定されてから一世紀の間、長期滞在する海商が存在しなかったからではなく、史料が不足して、海商の滞在期間の長短を確認できる事例に恵まれなためである。十世紀末から海商の長期化が史料的に確認できるというだけで、その開始がこの時期にあるということ

ではない。

拙著第七章の考察は、円関係史料などによって複数の海商の動向がある程度詳しく追える九世紀後半と、『小右記』『権記』『御堂関白記』といった記述の詳しい日記が出揃って海商の来航事例が多数知られる十一世紀前半という、年紀制定を挟んで史料的に恵まれた希有な二つの時期を取り上げて、その海商の活動のあり方を比較したものであって、長期滞在が史料的に確認できるようになるより以前の十世紀の海商の滞在期間が短かったと確認できるわけではない。十世紀の海商の滞在期間は「不明」なのである。ただし、当該期の鴻臚館跡の発掘調査からは、のちの博多遺跡群と共通した生活・営業の場としての性格がうかがえ、博多の宋人居留地「唐房」の祖形がみられると指摘されていることは、拙著二二一頁で紹介した通りである。年紀の制度が制定されてから軌道に乗るまで若干のタイムラグはあったかも知れないが、海商の長期滞在化が十世紀に遡る可能性は十分にあると考えている。

ところで、海商の日本滞在が長期化する原因の一つに、代価支払いの長期化をあげることができるかもしれない³⁷。先に述べたように、拙著第五章で検討した十世紀末の曾令文と朝廷との交易では、取引総額三〇〇〇両に対して、一度の支払いが五〇〇両であった。その価格交渉は一年おきに行われているから、代価弁済も一年ごとに行われたと考えた場合、このペースでは六年を要することになる。『小右記』天元五（九八二）年三月廿五・廿六日条にも、三年にわたって弁済が完了せず、海商が帰国できない様子がみられる。

ただし、曾令文の場合はやや突出して取引規模が大きい事例のようであり、『小右記』治安三（一〇二二）年四月十日条の事例では「返金使事、見金千両、今其遺六百余両、下知管国可給其料之官符可給大宰府」とあり、取引総額一〇〇〇両に対して一度に約六〇〇両を支払っている。この場合は二度に分けて支払ったものと思われるから、代価弁

済にかかる期間は二年で、それほど長い期間は要していないようである。また、先の曾令文に対する最初の代価支払いが確認される長保三（一〇〇一）年から三年後の寛弘元（一〇〇四）年には、彼はいったん宋に帰国している。永保元（一〇八一）年に来航した劉琨の場合も、四年前の承保四（一〇七七）年官符に記載された代価支払いの実行を求めている。航海であったように、完済を待たずに彼我を往來した³⁸。したがって、朝廷の代価支払いの長期化は、海商の日本滞在の長期化の決定的な要因であるとは言えないであろう。

筆者が海商の活動サイクルと年紀制との関連性を問題とし、「住蕃」と呼ばれる海商の存在形態への接近を論じているのは、単に日本に滞在する期間が六〜八年と長期化していることに着目してのことではない。日本滞在の期間に比して、中国での滞在期間が一〜二年程度と短いことに注目しているのである。すなわち、日本からの視点に立てば、海商は貿易に従事する間、基本的に日本に滞在し続けて、日本を活動の拠点とし、その途中に数回、一時的に中国に帰国するという行動を繰り返していると言及することができる。そして、その帰国するタイミングが、年紀の規制年数と照応していることを重視して、年紀の影響を論じているのである。年紀の規制など何もなかった九世紀後半期には、海商は日本・中国それぞれに一〜三年程度ずつ滞在しながら貿易活動を行っている³⁹。拙著二四一頁で指摘したように、『宋会要輯稿』一六五・刑法二・刑法禁約・政和二（一一一一）年六月二十二日条には「入蕃海商、…過海入蕃、或名為住冬、留彼國數年不歸、有二十年者、取妻養子、轉於近北蕃國、無所不至」とあり、東南アジア方面での海商の住蕃（住冬）では居留地を根拠地にしてさらに近隣諸国との貿易に従事して滞在期間が二〇年に及ぶこともあった。日本においては、十一世紀末の劉琨（隆琨）の事例などのように日本から契丹（遼）に向かう海商もいたが⁴⁰一般的ではなく、またこの時期にはまだ日本での滞在は十年に満

たない。このように、東南アジアにおける海商の住蕃とは異なる日本独自の事情を考えねばならないが、住蕃の様相がまだ見られない九世紀代と、活動の拠点を日本において十年弱の間に一度中国に戻るといふ行動を繰り返す十一世紀代の決定的な条件の違いは、年紀制の有無にこそある。海商は、約十年という厳しい来航制限のもとで最大限の利益を得るために、その期間、日本に営業拠点を置いて日本国内の諸勢力との関係の形成・維持に努め、制限年数が近づくると一時的に中国に戻って貿易品を集荷し直し、再び日本での営業を続けたと考えられるのである。

七 鴻臚館と唐房

海商が日本に居留するに際して、彼らを大宰府が「安置」して管理する場である鴻臚館の機能・役割と、唐房⁹⁾への移行についての新説が、亀井明德氏の遺稿において発表された¹⁰⁾。その論点については、生前に亀井氏と若干の意見交換をさせていただき、刊行後に学術誌において私見を寄せるお約束をしていた。その詳細を亀井氏に御覧頂くことは叶わなくなってしまうが、この場を借りて、その約束を果たしたいと思う。

亀井氏は、鴻臚館の役割についての議論が交易面に偏り、武衛機能の側面が等閑視されているとして、警固と機密情報保持の役割を強調することで、私見が十世紀以降の鴻臚館について、海商を一般人から隔離するような閉鎖性を払拭した営業拠点となっていたと論じたのとは異なる歴史像を提起している。

また、鴻臚館跡出土陶磁器のなかに少数ながら十一世紀後半の白磁が混在することに注目して、永承二(一〇四七)年の放火による鴻臚館の廃絶を論じる説に疑義を呈し、『朝野群載』巻五・朝儀下・陣定・延久二(一〇七〇)年十二月七日陣定文に海商を「安置」すべしとみえることなどに基づいて、この頃まで鴻臚館は一部存続していたと推断すると

に、一方で『香要抄』末・茅香にみえる康平五(一〇六二)年来朝の海商の個人名を付した「宿坊」の存在から、これを博多唐房の宿房であるとして、十一世紀後半期における鴻臚館と唐房の共存を論じている。そして、先の武衛機能との関係から、唐房は四囲が海で囲まれた博多浜に設置され、十二世紀前半まで大宰府によって検問等の警備を伴う管理が行われたと論じた。

亀井氏の理解と私見とは、一見、大きな隔たりがあるように思われるが、丹念に読めば、思いのほか、その距離は近いように感じられた。

私見は、海商の居留地が鴻臚館であれ唐房であれ、あくまで十二世紀前半まで大宰府の管理機能は維持されていたとみるものである。「安置」された場所がどこでもよいと考えているわけでもなく、その場所は鴻臚館、その廃絶後は唐房であると考えている。その点で、亀井氏の理解と私見が異なるわけではない。拙著第一〇章において、警固所が来航した海商を存問し、大宰府の管理下に置いたことを指摘し、さらに三三九頁において、藤原実資に唐物を進上したこともある大宰少監藤原明範が刀伊入寇に際して博多警固所に詰めたことから、日常的な海商の管理は警固所の役割であった可能性に触れておいたように、閉鎖性を払拭したと言っても、海商が全く自由に行動できたと考えているわけではない。

鴻臚館から唐房への移行の年代については、考古資料の分析をよくしない筆者が、その所見について異論を差し挟むことはできない。考古学の専門家であれば示された知見の検証もできようが、門外漢の筆者は、ある程度盲目的に従うよりほかないから、十一世紀後半まで鴻臚館が存続した可能性が高いということであれば、それに異を唱えるつもりはない。その点は、考古学において、さらに議論が深められるべきであろう。なお、大庭康時氏は「博多津唐房以前」(『博多研究会誌』一三、二〇一五年)七八頁において、亀井氏の新説に否定的な姿勢をとっている。文献史学の立場から言えば、どの時点で鴻臚館から唐房に移行したかは

ともかく、両者とも大宰府の管理の場であつたという点では変わりがない。その意味で、十一世紀後半まで鴻臚館に何らかの施設が存続し、唐房と並存していたとしても問題はない。むしろ、鴻臚館での交易を「鴻臚館交易」「鴻臚館貿易」として概念化し、唐房での交易と異なる独自性を有するかのように理解する方が問題であることは拙著一二三頁で述べた通りである。

ただし、亀井氏が鴻臚館存続の文献的な根拠としてあげた海商の「安置」については、根拠とすべきでない。亀井氏も私見を註で紹介しているが、陣定の審議のなかに出てくる「安置」とは、来航した海商に日本滞在を認めることであつて、年紀制に基づく入国審査における「廻却」（強制退去）と対になる概念である。「安置」するか「廻却」するかを審議する唐人来着定は、大治二（一一二七）年まで事例を確認することができるから、「安置」が認められたからといって、その場所が鴻臚館であるとは判断することはできない。亀井氏も論じるように、大宰府の管理が唐房においても貫徹していたのであれば、「安置」の場合は唐房であつたとして、何の差し支えもないのである。

では、亀井氏が論じる鴻臚館の武衛機能および閉鎖性についてはどうであろうか。

亀井氏の議論のうち、博多警固所の機能をもって鴻臚館の役割とするのは両者の混同であり、賛成できない。

貞観十一（八六九）年の新羅海賊事件を受けて、鴻臚中嶋館と津厨に俘囚を一番五〇人の編成で配置するとともに⁹³、鴻臚館にも大宰府に番上する統領二人・選士一〇〇人から統領一人と選士四〇人を割いて鴻臚館に配置した⁹⁴。これが鴻臚館ならびに博多津の防備を任務とする警固所の成立を意味することは、かつて竹内理三氏が論じた通りである⁹⁵。

この時、鴻臚中嶋館・津厨について「无_レ備禦侮」（「禦侮」とは敵の襲来を防ぐの意）と言ひ、あるいは鴻臚館について、府から二駅の距離

にあつて不意の出兵に備えがたいと言ひ、また諸神への奉幣において「我朝久無_レ軍旅_・專忘_・警備」と言っているように、海賊事件まで鴻臚館には守備兵が配備されていなかった。したがって、警固は鴻臚館が本来的に有する機能ではない。

この時代の新羅の来寇に対する危惧と神明の加護への期待は、奈良末・平安初期に新羅への朝貢要求を放棄して、強制力たる対外的常備軍（軍団）を解体⁹⁶したことに伴う無防備から生じる潜在的な畏怖の觀念として、問題が生じた時にのみ表に湧き上がってくるものであつて⁹⁷、貞観海賊事件以前の平時には、基本的に防備は念頭にないのである。だからこそ、鴻臚館には守備兵が配属されていなかったし、海賊事件では貢綿船が容易く海賊の略奪を許した。通時代的に防衛機能を強調するのは、そうした対外的軍備の強弱・変遷を十分に把握しない議論である。

次に、鴻臚館の閉鎖性については、筆者が海商と日本人女性との間に生まれた土生唐人の存在から、その払拭を論じたのに対して亀井氏は、土生唐人を生んだ日本人女性は特別に鴻臚館内への通過を許可された遊女であろうとして、あくまで検問の厳なることを想定して、これを否定する。しかし、この理解にも賛同することはできない。

拙著三三一〜三三二頁で論じたように、十三世紀に平戸で生まれた混血児が日本人社会のなかで成長しているのに対して、十一世紀のものは宋人集団のなかで成長しているという相違がある。

貿易管理制度がすでに消滅していた十三世紀に、平戸で蘇船頭の子として生まれた松浦十郎連の母は、恐らく一時寄港した宋人と関係を持った現地妻であり、宋人とは短期間の同居しかない間柄と推定される。だからこそ、その子は宋人集団のなかで養育されない。それに対して、十一世紀の土生唐人である周良史や章仁昶は、成長すると父に従つて貿易に従事している。これは、彼らが宋人と離れて養育されたわけではないことを示しており、父親の宋人と日本人妻とが妊娠・出産という一時

的な関係に限らず、ある程度生活を共にする関係にあったと考えられる。彼らのうち章仁昶の両親は「父承輔老邁殊甚、起居不_レ合、無_二心帰唐_一、去年所_二罷留_一也、母又日本高年之老嫗、夫婦共以老衰」⁴⁸とあるように、夫婦揃って日本で老後を送る道を選んだ。この事例からは、日本人妻と宋人との同居または日常的な行き来が想像されるから、大宰府（警固所）が宋人と日本人との接触を厳しく制限していたとは考えにくい。大宰府の鴻臚館・唐房における往来・接触の制限をかなり緩やかに捉える私見は、こうした事実に基づくものである。

ただし、だからといって、全く自由な行動が許されていたとまでは言えないのも確かであろう。それは、貿易管理制度が放棄された十二世紀後半以降に博多浜における宋人の居住地が拡大し、日本人との混住が進むと考えられることからうかがえる。それ以前の宋人の居住形態が、博多浜の西にあった湊の荷揚げ場付近に集住するというものであったのは⁴⁹、居留地を日本人居住地とは区別して狭い範囲に限定しようとする強制力が働いていた結果であろう。

八 国家体制と年紀制

最後に、年紀制と国家の政治理念・外交との関係について触れておきたい。

河内春人氏は拙著について、貿易と外交との接点についてほとんど論じるところがないと指摘し、榎本淳一氏も、貿易管理における国家・天皇の政治的・権威的側面をあわせて考えるべきとする。

河内氏は、先に述べた朝貢年期との関連でそのように批判している。海商に対する年紀を、渤海使に対する朝貢年期を参照して、上下関係に基づく管理・統制の意識から制定されたものと論じたのは石井正敏氏であるが⁵⁰、年期（年紀）に華夷秩序理念からくる上下観念に基づいた

管理・統制の意味があるのは、その制度が普遍的に持つ一般的な性質であり、海商に対するそれも同様な意味を有するのは当然のことである。

しかし、では、従来は導入されていなかった制度が、この時に、なぜ新たに必要となったのか、ということを問題にしようとするとき、その理由は制度の一般的な性質からだけでは説明できず、それが導入される段階で「管理・統制」を必要とした背景が別に論じられなければならない。

渤海使に対する朝貢年期について、石井氏の研究に従って整理すれば⁵¹、初め桓武朝において、渤海王啓が旧儀に反することを非難して国交断絶も辞さない姿勢をみせた日本に対して、渤海が外交継続を求めるためにこのことを提起し、一度は日本が六年一貢の年期を示したが、渤海は期間短縮を求め、交渉の末、結局は無制限とすることで決着した。それが、年を経た淳和朝の天長元（八二四）年に再び日本側から提起されて、大幅に間隔を広げた十二年一貢と定められた。この時、再びこの問題を、今度は日本から、しかも期間を大幅に拡大して提起した理由は、日渤海の上下関係という名分論的な建前とは別に、その根底に、藤原緒嗣がこの頃の渤海使を「商旅」と断じたように、八世紀の日渤海係が有した政治的（特に軍事的）な意義が後退し⁵²、迎接に要する経費が過重に感じられていたことにあった。そのことは、石井氏も認めるところである。

海商に対する年紀についても同様に、朝貢年期に類似する性格がある、というだけでは、延喜十一（九一一）年という時点に、約十年という極めて長い間隔の制度として、それが導入されたことの説明には全くならない。山内晋次氏が論じた、外交関係の矮小化に対応して海商を「朝貢分子」と位置づけて「帰化」に準じて安置し、支配国家意識を満足させるという華夷観念に基づく海商の管理・統制⁵³は九世紀に遡るものであり、十世紀初頭頃にそれが動揺した形跡もないため、そうした側面から年紀制導入の契機を論じること難しい（ここで言っているのは安置に

ついでであり、上述のように来航年限や先買権とは別問題)。そこで拙著では、主として財政改革にその要因を求めることとなった。このように、筆者は、個々の制度を、それが普遍的に有する理念から説明して満足するのではなく、それがその時点で必要とされた直接的な契機・背景は何か、という問題を考察しているのである。

一方、榎本淳一氏は、年紀制の意義として国家・天皇による「優品の独占」という見方を提示する。しかしそれは、榎本氏も自覚するように、年紀制が導入される以前から存在する官司先買権の役割に属する論点であり、来航制限規定たる年紀制が果たした役割とは言えないであろう(くどいようだが、厳密には年紀制と先買権とは区別されるべきこと、および筆者が言う「年紀の制定目的」とは、管理制度そのものの目的ではない、ということに留意してほしい)。

もつとも、朝廷が必要とする唐物の確保に資する以上の海商の来航を制限することは、結果的には唐物の国内流入量の抑制につながり、宮廷社会における朝廷の唐物保有の比重を高め、権威を高める効果をもたらした可能性はある。しかし、貴族層の唐物保有が規制されたわけではない。榎本氏が引き合いに出す河添房江氏の議論を見ても、ブランド品としての唐物は、都市の富裕層まで含む需要の広がりがあり⁵⁹⁾、決して「国家・天皇が独占」したという事実はない。「優秀品」に限っても、国家がその「独占」を実現しているなら、例えば藤原道長が摺本(版本)の『文選集注』と『白氏文集』を一条天皇に贈るというようなこと⁶⁰⁾は起りえないであろう。むしろ、拙著第四章で論じた通り、国家は宮廷や社会に対して唐物の獲得機会を斡旋し再配分する機能を果たす存在であり、そこにこそ管理制度の本質がある。したがって、「独占」という議論は不適切であり、まして年紀制の目的がそこにあると論じることはできない⁶¹⁾。

では、筆者は貿易管理制度を考察するうえで外交や政治的な観点は全

く必要ないと考えているのかと言え、そうではない。「年紀の制定目的」という狭い範囲に限定しないならば、貿易管理制度そのものについて私見は、それを令制の外交使節に対する交易管理制度の継承として理解するものであり、したがって、李成市氏が述べた、外部からの富の再分配を含む徹底された管理による天皇の規範的秩序の顕示という議論は⁶²⁾、海商に対する管理についても敷衍しうると考えている。山内晋次氏が論じた海商の「朝貢分子」としての位置づけも含め、そのことは拙著で再三触れ、その説に従っていることを表明している。その論点を拙著で詳細に論じていないのは、すでに他者が明らかにしていることであり、それを参照していただければ事足りるからにすぎない。

そのうえで、当該期の対外意識や外交政策、文化動向や国家体制との関連については、より広い視野に立つて考察を深め、今後、別にまとめていきたいと考えていたので、それらに関連して既に発表していた若干の論文⁶³⁾も拙著に盛り込むことは避け、論点を貿易管理制度に限定した。河内氏は「貿易の実体的なシステムではない問題については捨象された観がある。……今後の課題として論じる余地を残しておいてもよかつたのではないか」と苦言を呈しているが、まさに拙著は、他日を期した論点を意識的に捨象して今後に残し、テーマを絞り込んで構成したものである、ということをご理解いただきたい。

とは言え、不足を指摘されたことである。本稿では、現時点で考えている対外関係の枠組みのなかでの年紀制の位置づけについて、ごく簡単に見通しを述べておきたい。

奈良時代の日本律令国家は、国際的には、蕃国(特に新羅)を朝貢国と位置づける「帝国」的地位を实体として実現する外交戦略を追求したが、宝亀年間以降、この方針を放棄して、その実現のための強制力として組織された対外的常備軍(軍団)を解体する。その結果、九世紀の外交関係は矮小化し、「帝国」的国家構造も縮小していく。すなわち、日本

から強く来貢を要求されることになくなった新羅は使節の派遣を途絶させ、渤海に対する日本からの使節の派遣もなくなる。その後も派遣された渤海使についても、天長年間以降は正月儀礼への参列を求めなくなり、それともなつて、豊樂院で盛大に挙行されていた各種儀礼は紫宸殿の儀に集約されるようになる。辺境民についても、隼人・蝦夷の朝貢が停止され、以後は畿内移配者を担い手として、隼人の奉仕や俘囚の節会参列が行われるなど、辺境現地との関係を失って形式化・象徴化が進む。隼人・俘囚は公民化が進められ、夷狄世界も解体される（移配俘囚への課役賦課は抵抗を受けて九世紀を通じて実現しないが）。

しかし、九世紀は、この対外世界の矮小化と並行して、逆に、桓武朝の昊天祭祀や嵯峨朝の袞冕十二章の導入、立礼・舞踏の採用などといった「唐風化」の現象もみられる。これは相矛盾することではなく、「帝国」としての実体が縮小していくなかで、天皇を中国皇帝に接近させることよつて、「帝国」的国家構造の欠を補い、天皇の権威を国内的に高めようとするものである。そうしたなかで、国際貿易の担い手として新たに登場してきた新羅・唐の海商に対しても、彼らを「朝貢分子」と位置づけて「帰化」に準じて安置供給し、支配国家意識を満足させる政策がとられた。

また、桓武朝、および嵯峨が上皇として隠然たる権威を有した仁明朝前半期に遣唐使が派遣されたことも注意される。平安期の数少ない事例がこの時期にあることは重要であり、この二度の遣唐使派遣の究極的目的は、中国文化の摂取による国家的権威の荘厳にこそあったと考えるべきであろう。

九世紀を特徴づけるこの唐風化政策は、九世紀末から十世紀初頭の宇多・醍醐朝において、再び転換をみせる。佐藤全敏氏が天皇の食事のあり方から指摘した、天皇の日常生活の「日本化」は象徴的であり、これ以降の日本は中国を絶対的な規範としなくなると指摘される。⁵⁹⁾

皿井舞氏は、十世紀以降の日本の彫刻様式に対する宋代美術受容のあり方を議論するなかで、「唐物」が憧憬的となり輸入され続けながらも、その影響は部分的・選択的なものに留まっていた、「唐物」は消費対象にすぎず、大陸文化が全面的に摂取されるべき規範性を持つという価値観は失われていると指摘する⁶⁰⁾。

中国を規範とする意識が希薄化することは、日中間で取り交わされた書状の様式に顕著にあらわれている。「礼」の秩序に基づいて書簡の表現を細かく規定した中国の書札礼とも言うべき「書儀」は奈良時代から日本でも受容され⁶¹⁾、九世紀までは日本人が唐人に宛てた書状も、この書儀を踏襲した中国的なものであった⁶²⁾。しかし、天曆元（九五三）年・同七年に藤原実頼・師輔が呉越王に宛てた書状（大江朝綱・菅原文時作）にはなお書儀の影響がみられるものの⁶³⁾、平安中期の宋海商に宛てられた書状は和製漢文で書かれ、御教書の様式を用いるなど、全く日本的な書状であり⁶⁴⁾、そこには、対外交流の場面でありながら、中国を国際的なスタンダードと位置づけ、それに合わせようとする意識がないことをうかがわせる。公式令に定められた文書様式から日本的な文書様式が派生して独自に発展していくことも、国際標準の規範の制約から解放されることと無縁ではない。

宋海商や入宋僧を介して、中国の文物が多く輸入され、ブランドとしての唐物が垂涎的となつていたことは確かであり、近年の研究は、いわゆる「国風文化」のなかにも中国文化の影響が多数見出されることを強調してきた⁶⁵⁾。しかし、その「中国文化」が、『白氏文集』に代表されるように、「唐風文化」であることは注意すべきであろう。

平安貴族社会における教養に求められたのは、最新の五代・宋文化の摂取よりもむしろ、唐代以前の古典文化を知識として身につけ咀嚼・理解することではなかったか。そして、撰関・院政期には、唐風文化の文化的価値を究極的に承認しながらも、その単純な模倣ではなく、それと

同質・同等の価値を日本文化のなかに見出していかうとする一種のナシヨナリズムとしての「本朝意識」が昂揚してくる。⁵⁶⁾

唐物が平安貴族社会を物質的に彩り、「唐めいた」異国情緒を演出する一方、博多に居留する宋海商が日本に持ち込んだ本国の生活文化（宋銭・結桶・喫茶・禅宗・律宗など）は居留地に留まるものであった。それが、博多を超えて全国に普及するのは平安末・鎌倉期以降であり、禅律僧の彼我の往来が盛んになると軌を一にして、ようやく宋風文化も国内に広まっていった。⁵⁷⁾ 医学の面からみても、北宋の治平二（一〇六五）年から熙寧二（一〇六九）年にかけて、以後の伝統医学の流れを作る医学典籍の主だったものが立て続けに刊行され、一一世紀末にはその普及本も刊行されていたが、その宋版医薬書が貴族社会において盛んに受容されるようになるのは一一七〇年代以降を待たねばならず、それ以前の新渡来の漢籍は知識としての受容よりもむしろ、モノとしての所持自体に価値が置かれた「秘蔵」コレクションであった。⁵⁸⁾ 実用的な宋医学の撰取は選択的なものに留まり⁵⁹⁾、体系的な撰取が試みられていないのは、先の皿井氏の指摘にあつた宋代美術の受容と同じである。

こうしてみると、日中文化動向の共時性・共有性という面では、撰取・院政期の日本は、前後の時代に比して落ち込みがあると言ふことができるのではなからうか。

以上のように歴史的動向を大掴みに把握したうえで、年紀制の問題に立ち返るならば、やはり年紀は制限的側面から位置づけられるべきものと考へる。

年紀制定以前、承和十四（八四七）年・貞観十六（八七四）年には入唐交易使が派遣され⁶⁰⁾、寛平六（八九四）年にも宇多天皇が主導して遣唐使の派遣が計画された⁶¹⁾。仁和元（八八五）年・延喜三年には官司先買権と抵触する王臣家の唐物交易を規制して、朝廷の交易権確保を図るなど⁶²⁾、朝廷の中国文物への希求はなお高いものがあつた。この姿勢と

比較したとき、延喜十一年に制定された海商に対する約十年一航という厳しい来航期限は大きな変化と言わざるをえない。そしてそれは、規範としてきた唐帝国そのものが延喜七年に滅亡し、中国に範を求める意識の衰退を決定づけたことによる、と言ふことができるのではないだろうか。

十世紀半ばに通交を求めた呉越国王を日本は「大唐呉越王」とみなしており、呉越国を国と認めず、中華皇帝の臣下と受け止め、贈り物は左右大臣のみが受け取って、天皇宛てのものは返却して大宰府から返牒することで、呉越との関係を地方の諸侯と貴族との交流に位置づけている⁶³⁾。呉越との交流のなかで渡海僧日延を介して呉越国天司台で使用されていた符天曆が将来されて、それが曆道賀茂氏の発展の基盤の一つともなっていくなど⁶⁴⁾、仏教も含めて、そうした実用的な学問・知識への希求は依然として存在してはいたが、結局、符天曆に基づく改曆は行われずに宣明曆がそのまま用いられたように、その交渉相手は、日本にとつては規範とすべき中華帝国ではなかつた。

興味深いのは、年紀制定と同じ延喜十一年に、天皇の日本的食事である朝干飯御膳の成立にともなう新しい日次の食材収取ルートが、畿内・近江を対象として成立していることである⁶⁵⁾（この新しい支出に対応した新しい財源の設定は、先に述べた財政改革の一環でもある）。両者が直接、相互に関連するわけではないが、同一の政策基調のなかで実施された可能性は高く、唐帝国を模した国家体制の放棄が、財政負担の多い海商の受入制限を可能としたと言ふことができよう。

以上のように、年紀制と政治・外交との関連を議論しようとするのであれば、それは、国家の対外政策の大きな流れのなかに、歴史的に位置づけられるべきものであろう。

おわりに

本稿は、先に刊行した拙著に寄せられた批判のうち、主として十世紀初頭に制定された海商の来航制限規定である「年紀」に関わる論点について、筆者なりの回答を試みたものである。

全体的な傾向として、個別具体例に十分に目を向けないままに旧來說に則って批判した意見が多いように感じられた。また、旧來說による認識が強いばかりに、私見もその枠組みのなかで理解して、結果として私見を曲解した点も多く見受けられる。従来の研究と私見との違いを正確に理解していただくことは、議論していくための大前提となることだが、何よりもまずは、筆者が根拠とした、多様な事実を目を向けてほしい。その十分な把握なくして、旧來の枠組みを払拭することはできない。

批判に対する回答という性格上、本稿の主張の多くは拙著で展開した議論の再確認にすぎないものであり、新たに述べたことと言えば、『参議要抄』の信頼性と成立年代、「勅封魏国夫人施氏節行碑」から知られる周良史の行動と年紀との関係、および対外関係の歴史の変遷における年紀の位置づけ程度に限られる。費やした紙幅のわりに、得られた成果は甚だ乏しいが、平安期の貿易管理制度を理解するための一里塚として、ご了解いただきたい。

註

- (1) 河内春人『史学研究』二七九、二〇一三年)、中村翼『ヒストリア』二三八、二〇一三年)、榎本涉『社会経済史学』七九—三、二〇一三年)、榎本淳一『史学雑誌』一二三—二、二〇一四年)、田中史生『日本歴史』七八二、二〇一三年)の各氏が拙著を紹介・批評している。以下、各氏の議論は特に断らない限りここにあげたものによる。
- (2) 批判は、対象とする説の明らかな誤り、または、より確実性の高い事実を立脚点として展開されなければならない。仮に九九%確実な

説があったとして、それに対して1%の異なる可能性が提示できるからと言って、それだけで否定したつもりになってはいけなし、ましてその1%こそが正しいと主張できるものでは決してない。

(3) 赤嶺守『琉球王国』(講談社、二〇〇四年)第六章。

(4) 『権記』長保五(二〇〇三)年七月廿日条、『小右記』万寿四(二〇〇二)年九月十四日条、『朝野群載』巻五・朝儀下・陣定・延久二(二〇〇七)年二年十二月七日陣定文。

(5) 審議結果として天皇に奏上される陣定文の実例は『朝野群載』巻五・朝儀下・陣定。日記にみえる各公卿の意見が審議を経て定文にまとめられた最終的なものであることは、『小右記』寛弘二(二〇〇五)年八月廿一日条に、「左大臣・右大臣・左兵衛督申云」として書かれた右大臣藤原顕光の意見が「右大臣初定申旨相異、書定文之間、追問左符⁽⁶⁾一定」というように定文を書く段階で変更した後の意見であること

から分かる。日記の記主は、定文の手控えを持ち帰り、それをもとに日記に議事内容を記しているのである。

(6) 当然のことながら、「唐人来朝年紀」の「唐人」が唐使でないことも明らかである。日本の遣唐使に二〇年一頁の朝貢年表が存在した可能性を東野治之氏が指摘しているが(「遣唐使の朝貢年表」、『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年、初出は一九九〇年)、その逆に、唐の朝貢国たる日本が唐朝に対して年表を制定することはありえないからである。

(7) 小槻孝信は大夫史を世襲する家としての官務家の初代と目される人物であり、執務参考書の編纂なども行っている(曾我良成「官務家成立の歴史的背景」、『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九八三年)、特に執務参考書編纂は一三四—一三五頁)。

(8) 坂本賞三「先例と時代区分—『台記』にいたるまで—」(広島大学下向井研究室『史人』三、二〇一一年)。

- (9) 『小記目録』一六・異朝事・長元五年十月八日条。
- (10) 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九五年)四八〇～四八三頁。
- (11) 東野前掲註六論文。
- (12) 山崎寛士「海商とその妻―十一世紀中国の沿海地域と東アジア海域交易―」(佛敎大学歴史学部『歴史学部論集』創刊号、二〇一一年)。
- (13) 中村書評七六・七八頁。
- (14) 養老戸令没落外蕃条、養老賦役令没落外蕃条。
- (15) 貿易船の資本構成について、榎本涉氏は拙著書評で、海商は宋に在る出資者・保証人(派遣主)を前提に活動しており、後にその一部が日本の寺社権門を派遣主とするようになるという理解から、この変化を筆者が海商主導から日本の寺社権門主導への転換と論じたことに對して(拙著三六五頁)、派遣主を宋の陸上に持つ海商が、「主導」と言えるような自律性を有していたか疑問と批判した。この点は指摘の通りであり、表現が不適切であった。ただ、言い訳すると、筆者は基本的に宋代の貿易船の經營に関する理解を榎本氏の論文「宋代の『日本商人』の再検討」(『東アジア海域と日中交流―九一―一四世紀―』吉川弘文館、二〇〇七年、初出は二〇〇一年)およびその根底にある斯波義信氏の研究「宋元時代における交通運輸の発達」(『宋代商業史研究』風間書房、一九六八年)に依拠して理解してきたので、貿易船の資本構成についても宋の出資者の存在は承知している(拙著二三四頁)。筆者が「海商主導」と書いたとき、その海商の背後には宋国内の出資者の存在も念頭においていたのであり、そこで言う「海商」は宋の出資者を含む貿易従事者の意味のつもりであった(その表現が適切さを欠くことは指摘の通りであり訂正したい)。日本側の視点に立ったとき、宋側の經營主体に對して受け身な立場であった日本側が、寺社権門の出資参加によって積極的・主体的に經營を行うようになるとい

うことを表現しなかったのであるが、あまりに日本の視点に立ちすぎたために、海商と宋の陸上出資者とを一纏めにして表現してしまった筆者のミスである。したがって、この点について、榎本氏と筆者とで事実認識に大きな相違があるわけではないことを表明しておきたい。

なお、榎本氏は私見に對して、権門に引き寄せすぎの印象があるとして、海商側の立場に立てば、彼らが出資相手を宋人から日本人に変更したという評価も可能とも論じる。しかし、それは貿易に関わる個々の存在それぞれが有する主体性の問題であり、それぞれが何らか独自の意志を持って行動しているのだから、視点の据え方によって見え方が異なるのは当然である。どの主体に着目するかは、研究者の問題関心の在り処によるのであって、当該期を「海商の時代」として把握しようとする榎本氏と(前掲著書)、貿易管理制度のあり方を究明しようとした拙著との違いにすぎない。筆者は、貨物・和市物とは別に海商が滞在費を賄う名目で手許に留めた「雑物」を梃子に民間との交易を拡充しようとする海商の意志を前提に、供給される唐物を吸収する院政期の莊園公領制的な經濟發展も念頭に置いて、海商の「雑物」交易の延長線上に、寺社権門と海商との契約関係を想定しているのである(拙著二六三頁)。

ところで、中村翼氏は書評七四頁で、権門による貿易經營、院御廐と貿易との關係についての議論の意図がつかめなかったという感想を述べている。私見は、榎本涉氏の明らかにした貿易船經營と出資の關係、および五味文彦氏が論じた国内商人と権門との關係(『説話と風景』(『平家物語、史と説話』平凡社、一九八七年)、「日宋貿易の社会構造」(『国史学論集』今井林太郎先生喜寿記念論文集刊行会、一九八八年)や林文理氏の提唱する「博多における権門貿易」論(『博多綱首の歴史的位置―博多における権門貿易―』(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年))を前提と

して、唐物の国内流通も含めた貿易の実態を、より総合的・具体的にとらえる手段の一つとして、この論点を提示したのである。貿易の実態は、さらに拙稿「後白河法皇の阿育王山舍利殿建立と重源・栄西」

（『日本史研究』五七九、二〇一〇年）、「後白河・清盛政権期における日宋交渉の舞台裏」（『芸備地方史研究』二八二・二八三、二〇一二年）において、より詳細に論じた。中村氏も最近、鎌倉期を中心に日宋・日元貿易のあり方を追究する一連の論文を発表し（『鎌倉幕府の『唐船』関係法令の検討—『博多』における権門貿易』説の批判的継承のために—）（『鎌倉遺文研究』二五、二〇一〇年）、『鎌倉中期における日宋貿易の展開と幕府』（『史学雑誌』一一九—一〇、二〇一〇年）、『日元貿易期の海商と鎌倉・室町幕府』（『ヒストリア』二四一、二〇一三年）、貿易船の経営形態や出資のあり方などを考察しているが、一方で日本国内の唐物流通や商業のあり方（寺社権門に帰属する神人・寄人と商業との関係）は視野に入っていないように思われる。拙著の議論の意図を汲み取るには、その点に関心を持つ必要がある。

なお、余談だが、中村氏は上記『ヒストリア』掲載論文において、鎌倉期の寺社造営料唐船の出資形態について、東福寺造営料唐船とみられる新安沈船の「東福寺公用」木簡を、綱司およびその他の搭乗者がそれぞれに幕府（または東福寺）と契約した上納品に対応するものとみなし、後世の遣明船における抽分銭につながるものと理解している。しかし、「東福寺公用」木簡は「綱司私」木簡と「公」「私」が対応する一方で、他の木簡にみられる様々な個人名との間には、そのような対応関係が見出せない。そのため、後世の抽分銭に引き付けて「公用」を各搭乗者が負担した上納品の総体と理解する解釈には疑問がある。「公用」と対になる「私」の記載は綱司木簡にしかないことかからすると、「東福寺公用」木簡は搭乗者一般ではなく綱司が東福寺に対して納入を請け負った現銭に限定して理解すべきであり、搭乗者それ

ぞれが幕府に上納を請け負って貿易船に参加したととらえるべきではない（そもそも新安沈船の派遣に幕府が関わっていたかどうかすら、明らかではない）。

綱司以外の搭乗者は、個別に貿易船の船長たる綱司に乗船賃や参加料を支払って便乗させてもらった存在と考えられる。そのなかには勸進聖教仙のように、管崎宮から出資を受け、帰朝後に「奉加銭」を納めることを契約していた人物もいた。彼の場合、「管崎奉加銭」木簡（裏面に「教仙」の名前あり）と「教仙分」木簡（裏面は銭の数量記載のみ）が、「東福寺公用」木簡と「綱司私」木簡の関係に対応する。

また、『天竜寺造営記録』において綱司が幕府に約しているのは「寺家」への現銭納入であるから、遣明船における幕府の役割と同一視できないように思われる。天竜寺造営料唐船において幕府は、その造営を支援する立場から、支援の一手段（支援の全部ではない）として、造営費用捻出のために、貿易船派遣の「免許」を事業主（天竜寺）に与えるとともに、その貿易船の契約を確かなものとして保証する立場にあり、抽分銭に類する上納品を受け取る立場にはない。

中村氏の解釈は、遣明船の経営方式の前身であるという前提があつて初めて至ることのできる理解であり、新安沈船木簡の記載そのものからは導き出せない認識を含んでおり、承服できない。基本的に寺社造営料唐船は、近年の通説どおり、院政期以降の貿易船の経営形態の延長で理解して問題ないと考える。

(16) 森克己「大宰府貿易の展開」（『新編森克己著作集 第1巻 新訂日宋貿易の研究』、勉誠出版、初出は一九四八年）五四〜五五頁。

(17) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻、吉川弘文館、一九八四年）二六九〜二七一頁。

(18) 『日本三代実録』元慶元年八月廿二日条。

(19) この他に朝廷との取引額の一部を知ることができる事例として、『水左記』永保元(一〇八一)年十月廿五日条の劉琨の事例があり、彼は承保四(一〇七七)年に取引して一度帰国した際に未済のままとなっていた返金米六九石一斗七升の返済を求めている。彼の再来航は『帥記』永保元年二月九日条に記録があり、年紀を違反して来航して廻却となったために未済分の弁済を受けたうえで帰国したい旨を申請した。この事例では取引総額は分からないし、未済額も米石換算された額しか分からないが、金兩別二石のレートなら約三五〇兩、兩別一石でも約六九九兩に相当する額が未済のままとなっていた。

ところで、金と米との換算レートについては、十世紀初頭の曾令文の事例(拙著第五章)において、兩別三石を主張する海商と兩別一石を主張する朝廷との間で交渉が長引き、最終的に兩別二石で決着している。この事例などに基づいて河内春人・井原今朝男両氏は貿易取引と国内沽働法とが連動した交換比率の変動を論じているが(河内「宋商會令文と唐物使」『古代史研究』一七、二〇〇〇年)七七一頁、井原「中世の計算貨幣と錢貨出挙―宋錢輸入の歴史的意義」『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、二〇一一年、初出は二〇〇一年)九五〜九七頁)、まず元慶年間の崔鐸の事例において砂金と綿・絹との交換レートに変動があったとする論点は、根拠とする『日本三代実録』テキストに誤りがあることを、『太宰府市史』古代資料編(太宰府市、二〇〇三年)の田中正日子氏の校訂を受けて拙著一九五〜一九六頁において指摘した通りであり、曾令文の事例についても、この時の適用レートが永續性を持つかどうか明らかでない。長保元(九九九)年の交渉段階ですでに兩別一石五斗の適用レートが示されていながら、翌年の長保二年七月十三日段階で『権記』の記主・藤原行成は交渉経緯を説明する文脈において「但金直兩別米一斛、京之定也」と本来のレートを確認しており、兩別一石を原則としつつ、個別的な和市委渉

によつて時々々の価格が決定されるとも解しうる。本来の令制沽働が、官私間の交易において、一方的に強制されるものではなく、それを基準として価格交渉を行うことを本旨とした、という宮川麻紀氏の指摘も参照すべきである(「八世紀における諸国の交易価格と估価」『日本歴史』七七八、二〇一三年)五頁)。したがって、沽働法そのものの改訂がなされたとまで言えるか疑わしく、劉琨の事例も兩別一石が適用された可能性は残る。その場合の未済返金六九九兩という額は、他の事例での一回ごとの弁済額に照らしても何ら不自然な額ではない。

(20) 承和十四(八四七)年(張友信・元浄)四七人(『続日本後紀』七月辛未(八日)条)、同年(金珍)四四人(『入唐求法巡礼行記』十月六日条)、貞觀四(八六二)年(李延孝)四三人(『日本三代実録』七月廿三日条)、貞觀八年(張言)四一人(『日本三代実録』十月三日条)、貞觀十六年(崔岌)三六人(『日本三代実録』七月十八日条)、貞觀十八年(楊清)三一人(『日本三代実録』八月三日条)。

(21) 貞觀七年(李延孝)六三人(『日本三代実録』七月廿七日条)、元慶元年(崔鐸)六三人(『日本三代実録』八月廿二日条)、寛平五(八九三)年(周汾)六〇人(『人唐五家伝』真如親王入唐略記末所収太政官符)。

(22) 『本朝世紀』天慶八年七月廿六日条。

(23) 『日本紀略』長徳元年九月六日条。これと同一の海商の一員と思われる羌世昌に越前守藤原為時が贈った漢詩には「六十客徒」とある(『本朝麗藻』下)。

(24) 『朝野群載』卷二〇・異国・提挙兩浙路市舶司公憑。同存問記によれば、李充らの乗船の勝載は一〇〇余石という小規模な船であったが、それは綱首莊蔽の部下として来日した際に未払いのまま残った代価を徴収するために、綱首のもとを離れて別船に乗り換えて再来日したためであり、その船員は莊蔽の船員とほぼ重なるだろうから、同時

期の対日貿易船の人員数を把握するうえで有効な事例である。

(25) 山形欣哉『図説 中国文化百華 第16巻 歴史の海を走る 中国造船技術の航跡』(農山漁村文化協会、二〇〇四年)一三三頁。なお、日本の史料にみえる貿易船の勝載量は、海商が来航時に朝廷に申告した数値であるから、中国史料の単位と直接比較して問題ない。

(26) 『新安海底遺物』綜合編(大韓民国文化公報部文化財管理局、一九八八年)二八二〜二八八頁。新安沈船は全長約三〇m、幅九・四m、深さ三・七mと推定される。

(27) 山内晋次「中国海商と王朝国家」(『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九九三年)一七七〜一七九頁。

(28) 『権記』長保二(一〇〇〇)年七月十三日条に「大宰大貳藤原朝臣^{有臣}申送云商客會令文所進和市并貨物等直事、依有^レ所^ニ申請、以^ニ管内所在官物、且可^レ充之由、令^レ成^ニ所牒」とある。

(29) 佐藤泰弘「国家財政・徴税と商業」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出は一九九三年)、大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出は一九九〇年)。研究動向については、下向井龍彦「平安時代史研究の新潮流をめぐって—十世紀後半画期論批判—」(『日本古代・中世史研究と資料』一五、一九九七年)参照。

(30) 拙稿「俸料官符追考」(『史学研究』二六九、二〇一〇年)。

(31) 佐藤前掲註二九論文、下向井龍彦『日本の歴史07武士の成長と院政』(講談社学術文庫、二〇〇九年、初出は二〇〇一年)四五頁。

(32) 財政の大宗を占める人件費に関して、九世紀末に位禄・大粮の財源として年料別納租穀・年料租春米の制度が成立するのは、財政改革の最たるものである(早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、初出は一九六五年)一三三〜一五〇頁)。また、後述の佐藤全敏氏が指摘する天皇の食事とその

財源の再編も参照。

(33) 河内春人氏も著書のなかで海商の年紀について「宋商がもたらす唐物を王臣家・富豪層が先を争って求めて朝廷のコントロールが効かなくなっている状況を抑制するため」の政策とする評価が「一般的」であると研究史を紹介している(『東アジア交流史のなかの遣唐使』(汲古書院、二〇一三年)三七頁)。しかし、このような年紀の理解は疑問である。

(34) 管理制度のうち特に海商を勅裁によって帰化に準じて安置する制度の目的については、天皇の外交権の表象として、朝貢分子として位置づけた海商の交通を管理し、かつ自国中心的観念を満足させたという山内晋次氏の議論を支持するが(前掲註二七論文)、その画期を十世紀初頭とする山内説に対して、私見では九世紀に始まると理解している。官司先買の目的は、言うまでもなく朝廷が必要とする物品の質と量の優先的確保、および価格調整(唐物需要の過熱による騰貴の抑制)である。

(35) 『日本三代実録』仁和元(八八五)年十月廿日条、『類聚三代格』卷一九・禁制事・延喜三(九〇三)年八月一日太政官符。なお、この時期(宇多朝)に特にその活動が政治問題化した院宮王臣家の最たるものが、陽成上皇とその權威を笠に着た人々であったことは、『扶桑略記』寛平元(八八九)年八月十日条から知られる。

(36) 筆者が博多への海商の集中を論じたのは(拙著一九四頁)、北陸・山陰方面(越前敦賀津を中心に、若狭・丹後・但馬・伯耆)への海商の来航の途絶との関係を考慮してのことであって、その年代は十二世紀半ばまでずれる。

なお、榎本涉氏は拙著書評において、『玉葉』正治二(一一二〇)年二月五日条の「石見唐船」の事例を指摘するが、他の事例からは年代的に離れて孤立しており、この事例をもって十二世紀後半以降も継続

して日本海側に海商が来航したと言えるかどうかは慎重を要する。いったん長門国阿武郡に到着して博多に向かった建暦元(一一二一)年の俊苧帰朝船の事例などを勘案すると、『泉涌寺不可棄法師伝』、榎本氏も述べるように漂着船の可能性がある。後の事例では正中元(一三二四)年に大智が高麗に漂着後、加賀国石川郡宮腰津に帰朝した例があり、『祇陀大智禪師行録並序』、山陰・北陸方面に來航する貿易船は、実は高麗経由ではないかと考えてみたこともある。そう考えた場合、この方面への來航の消長は日宋麗三国間貿易のあり方から考察することもできるかもしれないが、高麗経由とみなしうる史料の根拠が得られず、憶測の域を出ない。

(37) この点は、河内春人氏も書評五二頁で「十一世紀初頭の曾令文において、滞在が延びた原因は支払方法とそのレート^{レートの調整にある}」と指摘している。ただし、交渉の長期化はこの事例の特殊事情であり、他の海商の長期滞在にまで敷衍することはできない。

(38) 曾令文・劉琨の動向については、拙著第七章参照。

(39) 河内春人氏は、拙著二五七頁掲載の表2に基づいて、九世紀後半には海商滞在の長期化の兆候が見えてると述べているが、この表は、拙著で断っているように、海商が史料に現れた時点での滞在国内を機械的に繋いで滞在期間として示しただけのものであり、その間に史料に残っていない彼我の往来があった可能性を残している。表中に示した期間四く五年という事例は、その間ずっと日本に滞在し続けていたことを保証するものではない(拙著三六二頁表1も参照)。そうした十分な表なのであり、これに基づいて滞在長期化の兆候があると言うのは不適切である。

(40) 『中右記』寛治六(一〇九二)年六月廿七日条。

(41) 「唐房」の表記について。榎本淳一氏は書評において、拙著が、第一〇章の章題を『大宰府の「唐坊」と地名の「トウボウ」』(ここで

は説明の都合上、カギ括弧と二重カギ括弧の使用法を通常と反対に用いる)としながら、本文では「唐房」を用い、「唐坊」と「唐房」の両方を使用していることについて、どちらの表記をメインにするか統一すべきと指摘された。しかし、これは意図あつての使い分けであり、不統一なわけではない。筆者は研究を始めた初期から、当時知られていた事例のうち特に初見例が「唐房」であつたことに基づいて「唐房」と表記してきた。近年では「唐坊」の用例も増加して、どちらが本来的な表記か判断は難しくなっているが、とりあえず拙著では従来の方針に則つて地の文は全て「唐房」に統一しており、史料に「唐坊」と表記されている個別事例を示す場合のみ、引用符のカギ括弧を付けて『唐坊』と記載している。この章のタイトルを『唐坊』としたのも、本章で新事例として紹介しようとする『中右記』の用例が「唐坊」だからであり、また「大宰府の」としたのも、当該史料で海商が來着した場所(ひいては「唐坊」所在地)を「太宰府」としているからであつて、このタイトルは『中右記』大宰府の「唐坊」(としてみえる未紹介事例)と地名の(漢字表記は多様な)「トウボウ」(の紹介)という意味を込めているのである。このような説明は煩雑にすぎ、わざわざ書いてもあまり意味がないので、拙著では(初出時の論文でも)不要と考えて一々記さなかったが、指摘があつたのでここに意図を記しておく。

(42) 亀井明德「鴻臚館と唐房の構造と機能」(『博多唐房の研究』亜州古陶瓷学会、二〇一五年)。

(43) 『日本三代実録』貞観十一年十二月五日条。なお、この津厨については海の中道遺跡に比定する意見が有力であるが、俘囚五〇人を配備した鴻臚中嶋館と津厨が別々の離れた場所であるとは考えがたい。

「鴻臚中嶋館并津厨等、離居別処」とは、大宰府政庁から離れているという意味であり、鴻臚中嶋館と津厨が離れている意味では

ない。ここで俘囚を配置した場所に「鴻臚館」が含まれていないことからみても(亀井前掲註四二論文九頁では鴻臚館も含むように記しているが、それは引用の誤り)、鴻臚中嶋館と津厨は、鴻臚館とは別に那珂郡中島郷(博多)に所在した一体的な施設とみるべきである。海の中道遺跡が主厨司と関連するとすれば、さらにその出先機関のような位置づけになるのではなからうか。

(44) 『日本三代実録』貞観十一年十二月廿八日条。大宰府に上番する統領とそれが率いる選士は、一番を統領二人・選士一〇〇人とする番が四番組まれて毎月交替で上番していた(同前、『類聚三代格』巻一八・統領選士衛卒衛士仕丁事・天長三(八二六)年十一月三日条)。この日、その一番のうち統領一人・選士四〇人を鴻臚館に配置するとともに、手薄となる大宰府にも例番に加えて、非番の一番を上番させて守備に着かせた。

(45) 竹内理三「大宰府政所考」、『史淵』七一、一九五六年)四二〜四三頁。

(46) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について—律令軍制の解体と律令国家の転換—」、『古代文化』四九—一、一九九七年)。

(47) 拙稿「日本古代の朝鮮観と三韓征伐伝説—朝貢・敵国・盟約—」、『文化交流史比較プロジェクト研究センター報告書』VI、二〇〇九年)。

(48) 『小右記』万寿四(一〇二七)年八月卅日条。

(49) 大庭康時「博多綱首の時代—考古資料から見た住蕃貿易と博多—」、『歴史学研究』七五六、二〇〇一年)五頁。

(50) 石井正敏「一〇世紀の国際変動と日宋貿易」(田村晃一・鈴木靖民編『新版「古代の日本」第二巻 アジアからみた古代日本』角川書店、一九九二年)三五四頁。

(51) 石井前掲註一〇論文。

(52) 近年、国家間外交に付随した交易関係のなかにも、彼我の王権にとつての政治的意義が存在することが指摘されているが、ここで言う「政治的意義」とは、そうした交易の持つ政治性を指しているのではなく(それ自体は否定しない)、奈良時代において、対新羅を想定した渤海との軍事的な同盟関係を指して言っている。渤海関係から軍事的要素がなくなっていくことについては、石井正敏「初期日本・渤海交渉における一問題—新羅征討計画と渤海—」(前掲註一〇著書、初出は一九七四年)。

(53) 本稿註三四参照。

(54) 河添房江『唐物の文化史—舶来品からみた日本』(岩波書店、二〇一四年)。

(55) 『御堂関白記』寛弘七(一〇一〇)年十一月廿八日条。

(56) 榎本淳一氏は、権威の象徴としての威信財・奢侈品の独占的獲得を目的とする朝廷と経済的利益を目的とする権門・諸人、という形で両者を対比的にとらえることによって、朝廷の行う貿易の政治性を強調している。しかし、朝廷における唐物需要は威信財に限られるものではなく、各種法会における香料や、衣類その他に用いる染料、絵画等の顔料、薬など、多様で実用的なものがあり、その一端は拙著一〇四頁で触れておいた。唐物の威信財としての性質を全く否定するわけではないが、それを過度に重視する議論には従えない。

また同氏は、唐物の優品を国家・天皇が独占することに重要な意味があり「それ故に、貿易管理にあたっては、朝廷が買い上げる貨物のみならず、和市の物品も把握する必要がある」とも述べ、「和市」を朝廷以外の者と海商との交易を指すと理解しているようだが、上述の通り、「和市物」は朝廷購入品に含まれるものであり、誤りである。そのことは、『春記』長曆四(一〇四〇)年五月五日条に「唐人献_①貨物・私市物等_②、而依_③其物等員少_④、可_⑤副加_⑥之由仰_⑦之、仍

先日解文外加進雑物等、即欲進官」とあることから明らかであり、ここにみえる「雑物等」こそ海商が自由に民間と取引できる物品である。

(57) 李成市『東アジアの王権と交易』（青木書店、一九九七年）。

(58) 拙著刊行時に収録しなかった対外関係に関する既発表論文は、「平安貴族の対外意識と異国牒状問題」（『歴史学研究』八二三、二〇〇七年）、「日本古代の朝鮮観と三韓征伐伝説」（註四七前掲）、「平安末・鎌倉初期の宋銭流通と国家」（『九州史学』一五三、二〇〇九年）、「日本古代の対外交易および渡海制について」第二章（『東アジア世界史研究センター年報』三、二〇〇九年）、「後白河法皇の阿育王山舍利殿建立と重源・栄西」（註一五前掲）。また、その後、「後白河・清盛政権期における日宋交渉の舞台裏」（註一五前掲）、「寛平の遣唐使派遣計画の実像」（広島大学下向井研究室『史人』五、二〇一三年）、「平安・鎌倉期「唐船」考」（『九州史学』一七〇、二〇一五年）を発表している。

(59) 佐藤全敏「古代天皇の食事と贅」（『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年、初出は二〇〇四年）、「古代日本における『権力』の変容」（同書）三八九～三九六頁。

(60) 皿井舞「日宋交流と彫刻様式の転換」（『新編森克己著作集 第4巻 増補日宋文化交流の諸問題』勉誠出版、二〇一一年）。

(61) 山田英雄「書儀について」（『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出は一九六八年）、丸山裕美子「書儀の受容について―正倉院文書にみる『書儀の世界』―」（『正倉院文書研究』四、吉川弘文館、一九九六年）。

(62) 『高野雑筆集』巻下末・義空宛て真寂書状。

(63) 『本朝文粹』巻七・天曆元年閏七月廿七日為清慎公報吳越王書、同天曆七年七月日為右丞相贈太唐吳越公書状。

(64) 『資房記』万寿三年六月廿四日条所引周良史宛て藤原頼通御教書、『朝野群載』巻二〇・異国・李旽宛て源基綱御教書。

(65) 榎本淳一「文化移入における朝貢と貿易」（『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九二年）。

(66) 小原仁「撰闕・院政期における本朝意識の構造」（佐伯有清編『日本古代中世史論考』吉川弘文館、一九八七年）。

(67) 榎本涉「宋元交替と日本」（『岩波講座日本歴史』第7巻・中世2、岩波書店、二〇一四年）七七～七八頁。

(68) 小曾戸洋「宋の医学と日本」（『新編 森克己著作集 月報1』勉誠出版、二〇〇八年）、榎本涉「平安王朝と中国医学―二世紀を中心―」（『東京大学日本史研究室紀要別冊『中世政治社会論叢』、二〇一三年）。

(69) 丸山裕美子「平安中後期の医学と医療」（『日本史研究』六一九、二〇一四年）。

(70) 拙著二一九～二二〇頁。

(71) 寛平の遣唐使派遣計画については、拙稿「寛平の遣唐使派遣計画の実像」（註五八前掲）。

(72) 『日本三代実録』仁和元年十月廿日条、『類聚三代格』巻一九・禁制事・延喜三年八月一日太政官符。

(73) 石上英一「日本古代一〇世紀の外交」（井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座7 東アジアの変貌と日本律令国家』学生社、一九八二年）一二六～一二七頁。

(74) 山下克明「陰陽家賀茂・安倍氏の成立と展開」（『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年）一一六～一二一頁。符天曆の輸入より後にも、『春記』長曆三年閏十二月廿八日条・四年正月一日・

二日条に「新羅」（高麗）の使用する「唐曆」の輸入がみえる。

(75) 佐藤前掲註六〇論文三五八～三六三頁。